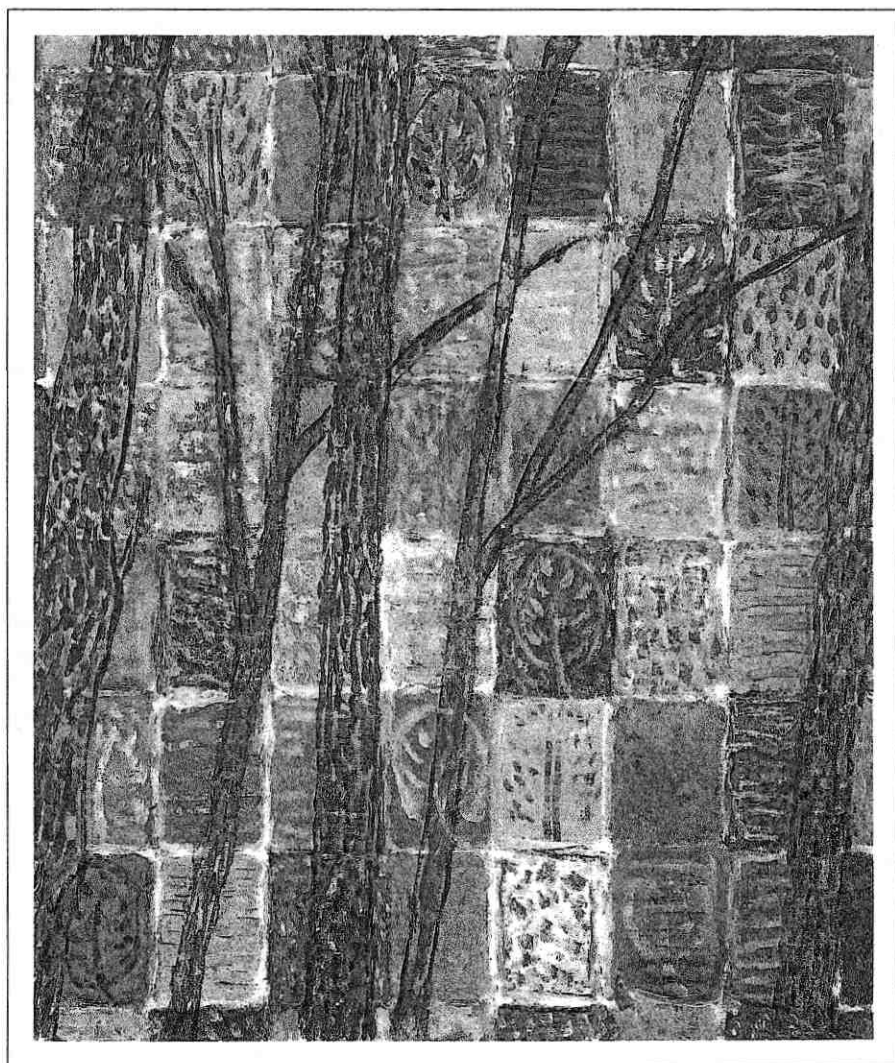


# 国民と森林

2003年・春季  
第 84 号



国民森林会議



# 森林組合改革プランのめざすもの

肱 黒 直 次

(全国森林組合連合会)

森林組合系統は、昨年夏からの組織討議を経て十一月の全国大会において森林組合改革プランへの取り組みを決議し、今年三月末までに各都道府県ごとに三カ年の実行計画を策定し、系統全体を通じた組織・事業改革に取り組むことを決めた。

系統では、平成十一年の大会で新運動「森林組合活動二十一世紀ビジョン」を決議し、森林管理体制の確立、地域材需要創出、広域合併の推進と未来志向型組合への脱皮、の三課題に取り組んでいるが、この間、林業を取り巻く情勢は大きく変化した。

林政においては、森林・林業基本法が制定され、森林整備方針の転換をはじめ森林・林業・木材産業政策の大転換が行われた。また、景気後退の中で、木材需要の減退と市場の変化から原木価格は著しく下落し、組合員林家の林業採算性は著しく悪化した。その結果、森林整備事業等の受注量や原木・製材品等の販売高が減少し、森林組合・連合会の経営は販売事業を中心に収支状況が著しく悪化し、事業欠損を計上する森林組合・連合会が急増

した。今後、構造改革の下で、市町村合併の促進による行政区域再編、森林整備事業等への入札制度導入による競争原理の導入、住宅・木材の流通・消費構造の変化と市場での競争激化が進行するなど、事業量減少と利益率低下が予想され、経営的にその対応が迫られている。

このような中、地域の森林管理・施業の担い手として今後とも森林組合がその役割を果たしていくためには、合併等による森林組合の経営基盤の強化と業務執行体制の強化を図り、健全な自主的経営を確立することが急務となっている。さらに、組合員の負託に応えるため、林産・販売・加工事業を通じて組合員へ利益の還元を実現していくという課題にも取り組んでいかなければならない。

林業基本政策の転換については、今後の具体的な政策展開を待たなければまだ評価できないが、いずれにせよ森林所有者の協同組合として組合員の利益を守っていくためには、自主的運営体制の強化、経営体制・営業力の強化、徹底した効率化を早急に図っていくか

ければならない。

これからの四半世紀は、国民の高齢化がピークへ向けて進行する中で、競争原理の導入や地球温暖化対策などの国際化への対応をはじめ幅広い分野で構造改革や社会システムの変革が試行錯誤しながら進められることが想定される。

金融機関をはじめバブルの後始末がなかなか進まない中ではあるが、循環型社会への転換に向けた動きは着実に進みつつある。公共施設の建設・運営へのPFIの導入や地方公共団体とNPOの協働も進んでいる。地方公共団体の発注事業は競争入札が一般化しつつあり、森林整備分野へは異業種やNPOも参入も進められている。地球温暖化対策では、GDPの〇・一％にも満たない国内林業に温室効果ガス排出削減目標六％のうちの三・九％を割り当てた。

森林組合系統は、未来へ向かって持続可能な地域森林管理システムの構築を早急に成し遂げるべく、自らの組織を改革・刷新し安定して事業が継続できる体制へと再編するとともに、環境問題や地域づくりに取り組むNPO

## 季刊 国民と森林

No.84 2003年春季号

■ 巻頭言		
森林組合改革プランのめざすもの	肱黒 直次	2
■ 21世紀型森林資源管理とその担い手に関して考える		
一長野県における取り組みを事例として一	小池 正雄	4
■ 雑木林と市民参加		
一いろいろなボランティア活動、市民活動を通して	相田 幸一	13
■ 国民森林会議第21回総会議案		16
■ 森林フォーラムの活動		22
■ ハヶ岳自然と森の学校		
2003年度の開講ご案内		25
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		30
■ アトランダム雑誌切抜き		32
■ 地球温暖化防止		
森林吸収源10ヵ年対策の概要		43

## 雑木林 - 新緑 F20号

小林金三(札幌在住)

ことしの冬は初めから厳しい寒さであった。雪も早かった。あてが外れた熊は体力蓄積に遅れをとったのか、札幌近郊での出沒しきりであった。1メートル余の雪の下に埋まった池の底で金魚たちは仮死を装い、雑木林の木たちは水脈を断って忍従に耐える。

だから、待ちに待った芽吹きは光そのものだ。耐えたものだけが放つ生命讃歌の響きが溢れに溢れる。人類誕生の森に変わりはない。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男

○や企業、消費者、自治体と幅広く連携・協働して、森林資源の循環利用と森林管理・施業、森林所有者と林業就業者の定住化を下支えるシステム作りへ向けて運動を展開しなければならぬ。地域住民に支持される森林計画と森林所有者、林業就業者を結びつなげる唯一の地域に根ざした協同組合であることを自覚し、改革を成し遂げて新たな組織へと生まれ変わり、組合員とともに二十一世紀を通じて持続できる地域森林管理システムづくりを目指したい。

に進め、共有林等も含めてできる限りの施業団地編成を急ぐとともに、長期施業受託はもとより造林から林産まで一貫体制を持続できる技術力のある効率的な事業体制を確立するために、作業班体制維持長期計画のもと基幹作業班を設置と森林施業管理技術者の養成をはかることとした。

原木共販・製材加工事業については、WTO体制下での競争激化により企業淘汰が進む中で、少なくとも都道府県域での事業の集約再編を図る。また、地域材供給ネットワークを形成し、グリーン購入や木質バイオマス、地産地消、顔の見える木材での家づくりなど、

新たな需要への供給体制を確立するとともに、県産材利用運動に呼応して地域材を系統で融通しあい地域間の需給ギャップを解消する体制を構築する。

そして、各地域で取り組まれる循環型社会へ向けた事業づくりを積極的に参画し、組合員林家はもとより新規林業就業者の定住化に資する事業づくりを地元市町村や商工会・NPOとの協働により築いていく。また、こうした取り組みにかかわる人々の全国的なネットワークを形成し、大きな国民運動への展開を目指していきたい。民有林業に残された時間は少ない。

# 二一世紀型森林資源管理とその担い手に関して考える

## —長野県における取り組みを事例として—

小池 正雄

(信州大学農学部教授)

### I はじめに

前世紀末以来国際的にも国内的にも森林管理に関わる枠組みが大きく変化し始めている。林業基本法林政から森林・林業基本法林政への政策転換がなされ、旧来からの森林の木材生産機能を媒介とした森林の多面的諸機能の発揮という所謂予定調和論的な枠組みから、森林の多面的諸機能を先ず第一に考えようという政策の基本線への転換が確認され動き始めている。また地方の林政を見ると長野県における脱ダム宣言・森林整備という知事の基本方針の下で造林という名目での森林整備を積極的に行う事例などが現れてきている。

我が国の森林の四〇%を占める千万haの人工林の殆どは現在要間伐期であり、また今世紀前半をかけて目標とする林型へと誘導していかなねばならない時期である。我々の前の世代が戦後営々として造林してきた林分を現時点ではその林分に相応しい施業を行う中でしっかりと管理

し、次世代へと引き継いでいかねばならない過渡期にあるわけである。現在の森林の状態を与件として次世代をあるいは百年先の二一世紀のあるべき森林の姿を見越した形での森林管理の枠組みを構築すること、そのための施業が求められているわけである。森林と人間の関係はいつでも少なくとも一〇〇年以上先を見越した形で考えていかねばならず、そのための政策の体系が必要不可欠となるわけである。

これからの森林管理を考える場合には、森林管理の労働過程を担っている現場から物事を発想していかねばならない。

森林管理の最先端の現場においては、平均年齢が六〇歳に達する高齢化した林業労働者の「組」が森林管理労働を行っており、彼らの再生産問題は、政策当局の必死な努力にもかかわらず過去から現在に至るまで解決すべき大きな課題となっている。とはいえ新しいライフスタイルに基づいた若手労働者よりなる「組」も量的には少ないとはいえ、全国各地で活躍を始め

ており今後の動向が注目されている。

二〇〇〇年段階で見ると、林業就業者数は七万千八百人で、林業雇用労働者数は四六千人となっている。これは以前の半農半労型の労働者が高齢化でリタイヤした結果であり、昭和四〇年代に比較すれば約三割前後の水準にまで減少している。我が国の拡大造林期の労働力構成から大きく変化してきているといえよう。古くからの有名林業地においては林業不振の中で専門的林業労働者を雇用しきれずに切り離しが進み減少傾向を強めている。また地域森林管理資本としての森林組合作業組織における雇用労働者は専門化が進み機械化も一定程度進展し、かつ新しいライフスタイルに基づいた労働者の新規参入など世代交代が進み若返り傾向が見られるようになってきている。

このような状況の下で、長野県においては林業労働の枠組みに関して新たな入札制度を導入し広く土建業者にまで門戸を開放する政策を打ち出している。この新たな政策に関して考

察を加えていくこととしよう。

## II 長野県における森林管理労働者の現状

長野県下で就労している森林管理労働者に関してみてみよう。長野県においては新しいライフスタイルに基づいた大都市あるいは地方都市出身のイターン型あるいはUターン型の新規参入の森林管理労働者が全国に先駆けて一九八〇年代後半以来、先進的森林組合、木曾谷素材業者等を中心に就労を開始していた。彼らは現在のような高失業率の状況下においてではなくして、バブル期の労働力の売り手市場下において目的意識を持って森林管理労働に新規参入した労働者であった。県内における先進的な森林組合及び素材業者等所謂林業事業体においては、イターン型労働者を一人育成するのに百万円から五百万円程度の養成費の殆どを自己負担する中で事業体の再生産にとって不可欠な現場労働者の再生産に着手したわけである。また一九九六年の林業労働者確保促進法制定後、全国で最も早く林業労働財団（林業労働者確保支援センター）を立ち上げ、積極的に林業労働者の雇用改善を図ってきた。そして県内のいくつかの事業体は全国的にもトップ水準の雇用労働条件を定着させる中で、利用部門を核として経営の多角化を行うことにより森林組合資本の果たす経営体・資本体・組織体としての三側面を満度に發揮し地域森林維持管理資本として成熟してきていた。また全国的にもユニークな先進

事例として紹介される県内事業体も多数存在していた。

これが二年前に新たな県政がスタートして以降、造林という名の森林整備を行う事業体に関して県が発注する事業に関しては旧来からの随意契約を廃止した。この方向性は我が国の現段階における全ての分野における規制緩和・競争原理の導入の趨勢であり、歓迎できる方向性である。しかしその際に県林務部はもう一つの新機軸を打ち出した。その新機軸は入札に参加できる事業体として一定の資格要件を満たす土木建設業者をも入札参加資格者としたことである。この入札参加者としての資格要件をしてみると非常に緩和されたものになっている。少なくとも旧来からの枠組みである林業労働財団（林業労働力確保支援センター）の提示している諸条件を満たさない限り森林管理の枠組みを維持発展させる方向のベクトルが働くとは思われない。が、しかし一方の古くからの森林組合・素材業者等に対しては旧来からの枠組みを持続させる中で、他方新規参入土建業者に関しては非常に規制を緩和させた形での入札参加を認めることになっている。このことが旧来から森林整備にかかわっている事業体にとって、大きな問題を生じている。

長野県においては森林整備の県が発注する事業体に関して旧来からの事業体に絞って発注する随契を廃止し、入札制度を採用した。またそれと同時に入札制度には中小土木建設業者を県の基準によって選定し、森林整備事業に指名業者

として登録し、指名競争入札制度を採用した。

また入札資格を満たすために「きこり講座」を開設し、入札資格の前提となる森林管理労働者を養成し、入札資格を持つ土建業者を拡大している。このような長野県林務部の採用している森林管理労働政策に関して考察を加えていこう。

## III 長野県における森林管理労働者確保に向けた新たな枠組み

(1) バブル期以降長野オリンピックまでの時期  
長野県は新たなライフスタイルにもとづいた大都市からのイターン、Uターン型林業労働者が多く、かつこうした新規参入者が森林組合や素材業者の下に定着している全国においても屈指の県である。この所謂新しいライフスタイルにもとづいた林業労働者が長野県に現れたのは、バブル期においてであった。県内各地において、大都市の生活に見切りをつけた若者が森林組合や素材生産業者の下で就労し始めていた。当時の労働市場は空前の売り手市場であり、新たに林業労働に新規参入する労働者の確保は殆ど不可能に近い状況の下で、森林組合、素材業者及び長野県林務部にとっては、このようなタイプの林業労働者の出現はまさに干天の慈雨といっても良い状況であった。そこでこのようなタイプの労働者を確保すべく積極的な様々な取り組みが行われた。例えば流域林業活性化センターが林業労働部会を設けたり、国に向けて新たなタイプの労働者が定着するために不

可欠な諸条件を具体化する政策の必要性を発信したり、個別的な事業体段階での取り組みが行われたりといった形で、長野県から全国へ情報発信を行っていた時期といえる。

また全国段階においても一九九〇年代初頭からの国土庁・自治省・林野庁という三省庁による森林・山村対策の実施に伴う林業労働基金の設置がなされた。一九九六年には林業労働者確保促進法が制定され新たなタイプの林業労働者の確保育成に向けての枠組みが整備されていた。長野県においては林業労働力確保支援センターが林業労働財団として設立され森林組合・素材業者等が認定事業体として林業労働財団を介する形で雇用改善対策を行いかつ委託募集で新しいタイプの労働者を雇用することも可能となった。

一九九〇年代の長野県は、長野オリンピックに向けて様々な取り組みが、県段階地方段階を越えた我が国を代表する全国スケールの土建資本及びそれと連携した金融資本によって行われていた。高速道路、新幹線、オリンピック施設等々の建設、及びそのための土地買収などが行われていた。またITの大手企業を初めとし、県内有力企業その系列下企業といった企業においても企業内国際分業体制の枠組みは現在に比すればまだ弱く、海外移転は僅かにとどまり県内を拠点として活発に活動しており、県内企業も活況を呈していた。また日本の背骨に位置する山岳県である長野県は観光面においてもシーズンを問わずに首

都圏、中京圏、近畿圏から多くの観光客あるいはスキー、ゴルフ、ハイキング、温泉めぐり、登山等に大量流入していた。県内の労働市場は活況を呈し、我が国のポストバブル期においても長野オリンピックが終了するまでは全国屈指の求人倍率を示していた。このような県内労働市場の中で地元における森林管理労働者の再生産は不可能化して、新しいタイプのUターン・Iターン型の森林管理労働者に依存する構造が構築され、県の林業労働政策とまた実働部隊たる森林組合側・素材業者側との連携が上手くいっていたのである。

(2) オリンピック終了後・新たな県政への移行以降

長野オリンピックが前世紀末の一九九八年に開催された後、我が国経済の恐慌状況が長野県においても同様に発現し始めた。それまでオリンピック特需による経済効果、IT産業の好況等によって全国で屈指の高さを誇っていた長野県内企業の有効求人倍率も他都道府県並に低下した。またオリンピックを目標に取り組まれてきた空港建設、高速道路、新幹線等の公共事業は終了し、また景気の冷え込みの中でリゾート関連のゴルフ場、スキー場、リゾートホテル、別荘を初めとして温泉等々にかかわる工事も激減し、県内に進出してきていた大手ゼネコンは皆事業を縮小したり撤退して行った。地場の中小零細土建業者は旧来からの地元工事発注量の激減に加えて

大手ゼネコンからの下請け仕事も減り倒産するものも激増し、オリンピック特需の反動が厳しく発現した。

長野県の新たな田中県政が丁度この時期にスタートした。脱ダム宣言、森林整備というスローガンを掲げたこの県政は積極的に旧来からの枠組みの改革に着手した。しかしオリンピックに巨額の資金を注ぎ込みすぎた付けが新県政にとっては当初から大きく作用していた。

森林整備を脱ダムとも連携した最大のスローガンとしてスタートした新県政は、その公約を実現するために森林整備を重点的に推進する施策の枠組みを構築し始めた。その際に新たに多く発生する森林整備事業を実施するための枠組みとして、既存の森林組合、素材業者等に加えて土木建設業者を森林整備の担い手として措定した。公共事業の激減の中で危機的経営状況にある土木建設業中小零細資本の救済策を森林整備を絡める中で実施することを考えたわけである。もし土木建設業者が配下の既存の労働者を使用して森林管理のプロフェッショナルとして活躍できるのなら、Iターン型新しいライフスタイルに基づいた労働者を住宅等に至るまで目配りしてまでして活用する枠組みに比べて、諸経費を格段に節約できることになる。この発想は非常に斬新なものであり意表をついた発想である。旧来から治山・砂防分野においては土木建設業者に工事を発注しており、これらの業者にとっ

ては、治山・砂防分野の工事と同時に経営の多角化の一部門を新たに増やすという意味合いから森林整備事業に新規参入するという道を用意されたということになる。用意されたということになるとしたのは、彼ら自身の内発的な発想というよりは県林務部が考えて枠組みを構築したものであるからなのである。

それではこのような施策が立案され実施に移される前の長野県下の林業事業体の状況はどのようなものであったのであろうか？我々は一九九九年に長野県下の長野県林業労働財団の全認定事業体七二を対象としてアンケート調査を行った。その調査において「貴事業体の管轄する区域内の森林は健全に保たれていますか？」と質問した。その問いに対する回答は、「はい」一三%、「いいえ」七七%であった。そして「森林を健全に保つために不可欠な林業労働者は地域内に十分に存在していますか？」と質問した。これに対する回答は「はい」二三%、「いいえ」七七%であった。

結局認定事業体から見ると、地域の森林は令級構成にふさわしい施策がなされずに健全に保たれておらず、緊急に森林整備が必要であるが、当時の実際に出される仕事量は少なく仕事不足であった。よって認定事業体にとって、雇用労働者は仕事量に対しては十分であるとの回答であった。すなわち当時の長野県内の森林においては施業放棄森林が相当広範にわたって存在しているという状況であった。

他方、施業の担い手にとっては仕事不足であり、仕事があれば雇用労働者の労働者として最低限の待遇を保障できない状況にあったといえる。

よって森林整備を重点に据えた県政の誕生は森林を維持管理する担い手としての認定事業体にとっては非常にメリットのあるように思われて、皆が期待していた。しかし新たな森林整備を追加して発注した結果、事業量は増加したものの、認定事業体制度を結果的に形骸化するような枠組みが構築されて、中小土建業者が多数参入する構造が構築された。すなわち森林整備事業への土建業者の新規参入の条件は、地域の土木建業者であり県が実施する造林事業に参画を希望し一定の条件を満たす場合には県の指名競争入札参加資格を得ることができるとするものである。ここでいう一定の条件とは以下の三点である。

- ① 契約の履行について、事業主として財政上及び法律上すべての責任を負うことができ、かつ作業に従事するものに対して使用者として法令等に規定されたすべての義務を負うことのできる法人であること。
- ② 事業業務に必要な十分な知識と実務経験を有する業務管理者を雇用していること。
- ③ 事業を実施するには必要な技術作業員を有し、かつ別に定めるいづれかの資格を有する専門技術者がいること。(業務管理者、技術作業員二名以上)

ここで一つ大きな規制緩和を行った。すなわち中小零細土建業者にはプロの林業士やグリーンマイスターはほとんど雇用されていないかった。土木建設業者に新規参入の門戸を開放しても、参入の枠組みをクリヤーできない業者がほとんどであった。そこで県は直ちに信州きこり講座と称する森林整備技術者養成講座を開設して専門技術者を養成することになった。この講座の講師は県職員等であり主として休日に講座を実施している。単位認定を見てみると2時限を一単位として五〇単位を取得すると終了証が交付されることになっている。平成一三年度からの土木建設業者の七割を占めている。この制度は働きながら一年間真面目に受ければ専門技術者として認められる枠組みとなっているので、非常に好評である。われわれが行ったアンケート調査で「信州きこり講座を聞いていますか」と質問したら、全業者が「知っている。」と回答している。また回答者の七六%が「現在受講させている」「近いうちに受講させよう」と思っている」と回答していた。

きこり講座の受講者を見てみよう。アンケートに回答した一〇一社の受講者数は一六三人(回答企業の総従業員数の三・七%)が受講したことになる。作業員と並んで現場代理人、土木主任、部長以上の管理職も多数受講していた。年齢別に見てみると、二〇代二七%、三〇代二六%、四〇代二四%、五〇代一七%

六〇代六%となっており、三〇代までで五三%と過半数を超えている。また四〇代まで含めると七七%となっていて若手の受講者が多いことが分かる。勤続年数別に見てみると勤続六年以下で三六%を占めており勤続三年以下では一五%となっている。彼らは作業員、代理人、土木主任といった役割を担った若手である。このように若手が相当数きこり講座を通して林業労働への新規参入を目指していることが分かる。

林業の労災保険料率に関しては高い四八%、ちようどいい一一%、低い六%と認識しており、回答しないものが三五%で、林業に新規参入しようとして労災保険料率の高さに驚いている土木建設事業体が多い。また現在の保障を不十分とする事業体が三三%、どちらともいえない二六%、十分である一八%、無回答二五%であった。

「総合的に見て森林整備の入札参加はメリットがありましたか？」との設問に関しては、肯定的な意見と否定的な意見とに回答が二分されていた。

肯定的な意見は前向きな意見としては、「今後あると期待している。知事の方針に従って新しい分野の開拓をしたいし、山や野が荒れているのが悲しいから国土のためにやろうとおもう。」「社のイメージアップにはなっていないと思う。収益の増加にはなっていないが、将来的な希望は持っている。」「現在長野県が目指している物を考えれば、近い将来、経営

には重要な工種になると考えられる。」「今後事業量増に役立つと思う。森林に対する総合認識が高まった。」等があった。

否定的な意見は悲観的な意見としては、「現在の積算形態では受注しても赤字になるだけ。」「採算性が悪い。」「専門技術者の養成に見合った事業量がない。現在の事業量発注では、雇用の安定に繋がる効果がまったくない」等があった。

新たに森林整備事業に参入して、直面した問題点がありましたらお答えください。との設問をしたところ、一〇三社のうち四三社から回答があった。ここでもっとも多かったのが受注単価が安すぎて採算面から見てなりたないとするもので、一〇社であった。「単価が安い。」「採算割れ。仕事不足。」「土木工事等との単価の差。」「価格が公表されますが、今のところ安すぎて入札で負けてしまう。安全費などを積み上げると手が出ない。」「直工費・経費共に安く、採算が合わない。」「森林整備における労務費の安さに驚いた。歩掛の根拠が分からない。」「事業量が少なく、経営が成り立たない。」「経験不足。」「公開歩掛により積算し、落札したが、当地方の急傾斜地での歩掛とがあまりにもかけ離れており、実態に応じた条件毎の歩掛調整の必要性を感じた。」

次いで多いのが何もないゼロからの林業部門への新規参入であるので、そのことに起因

した様々な問題の指摘である。「人員の登用に苦労した。」「使用機械の充実に費用がかからぬ。」「経験不足のため段取りの仕方が分からない。」「まだ設計書の内容等、又専門用語なども分からないところも多く、積算も土木はソフトもないし大変だ。作業の種類は少ないので少しずつ歩掛のデータを集めている。」「想像以上に過酷な作業。」「仕事内容がきつ、普通作業員程度では対応できない。」「作業の技術力が伴わない。」「作業員の教育・訓練」労働災害の多さ及び保険の掛け金の高さに驚きました。」

「森林整備事業に参入し入札した結果、収入面はどの位変化したのかをお答え下さい。」「との設問を行った。この回答で多かったのは赤字になった一〇事業体、収入なし、利益は出していないを加えると二二事業体となる。具体的には「請負金額の五〇%程度の赤字。」「初めてということもあって大きな赤字を出してしまった。」「事業の受注が少なく、事業運営の向上に効果どころか、技術者の養成等、現行ではマイナスとなっている。」「人件費の持ち出しが生じた。」「採算が合わずに赤字。」「ほとんど赤字の事業となっている。」「マイナスになった。」「受注していないので経費でマイナス」また変化なしは一〇事業体であった。肯定的に見ている事業体は「受注金額は概ね千万円を超すが、金額の大小にかかわらず仕事を頂くことが重要。」「雇用確保は期待どおりできたが、収入についてのメリットは



ほとんどない。「銀行から融資を受けなくて良くなった。」の三事業体だけであったが、それぞれまだまだ事業が軌道に乗ってという回答にまではいたっていない。

以上のように新規参入土木建設業者も、自分達から要求して獲得した仕事ではないので、戸惑いも大きいようである。

この枠組みに関してはメリット面とデメリット面が存在している。このメリット面デメリット面を発注者である県の側から、及び受注者である事業者の側の二側面から見てみよう。

発注者（県）にとつてのメリット、デメリット

メリット面としては、以下の4点が考えられる。

- ① 財政が窮迫化している中で森林維持管理経費を競争的条件下で節約することができる。
- ② 経営が苦しい中小土建資本を存続させ、地域経済の活性化に資することができる。
- ③ 既存の森林管理資本に対して刺激を与え、経営革新に対するインセンティブを与える。
- ④ 既存の森林管理資本で旧来からの随契という枠組みの中でただ単なる仕事の丸投げ等を行って所謂ピンハネによる手数料収入を得ていたような内発力の乏しい森林管理資本の淘汰選別を行うことができる。

デメリット面としては以下の六点が考えられる。

- ① 事務的諸経費の上昇
- ② せっかく育成してきた地域における既存のやる気のあるプロの担い手の脆弱化を、結果的に招くことになる。

③ 過去の段階から長年にわたり地道な努力で構築してきた森林管理労働者に対する待遇改善の枠組みが機能しにくい状況が生まれる。入札制度によって請負金額が削られる中でまず最初に手をつけられるのが労働者の社会保障、賃金の水準の切り下げである。

④ 一方における厳しい基準をクリアした森林管理資本と、新規参入で緩和された入札資格要件の下で入札した土建業者との二本立ての枠組みが並立する中で、新規参入土建業者の労働災害発生への可能性を孕んでいる。

⑤ 厳しい競争的環境の下での入札により、既存の事業者も極限状況の経費削減を迫られ無理な就労が労災事故を引き起こす可能性も存在している。

⑥ 発注した仕事の検査等に関して特に立ち上りの段階は相当厳格な基準で時間をかけての実施が必要となる。なぜならば新規参入業者に経験の中で基準を徹底させていかねばならず、また既存の事業者も経費との兼ね合いから基準すれすれの施業をせざるを得なくなることが多くなるからなのである。

県としては脱ダム宣言後森林整備を巨玉にして予算を増やしてきたが、その増加の枠はオリンピックバブル後の厳しい財政状況の中で突出させることもできずに、既存の林業認定事業者に対する仕事量にも足りない程度である。その仕事量を前提にして土木建設業者にも入札参加資格を与えるという方式は、森林整備事業における長野版ワークシェアリング方式といえることができる。ワークシェアリングは一定の仕事量の中で多くの関連事業者が少ない仕事を就労時間、賃金水準を落とす中で仕事を分かち合う方式である。既存の認定事業者が仕事不足の中で仕事をほしがっている中であえてワークシェアリング方式を導入しているわけである。

それではここで、仕事の請け手である、既存の認定事業者と、新規参入の土木建設業者にとつての、すなわち受注者である事業者にとつてのメリット、デメリットを見てみよう。

まず既存の林業事業者から見よう。

メリット面としては次の二点が存在する。

- ① 入札制度の導入に伴い、経費削減の観点から今までの自らの作業組織に関するチェック点検を行うことによる経営革新が可能となる。

- ② 森林整備にかかわる一定の水準を満たした上でのコスト削減、技術革新に取り組み、ハード面、ソフト面ともにチェック点検が進む中で、旧来からの森林整備技術にかか

わる新たな施業技術等技術革新を生み出す可能性も孕んでいる。

デメリット面に関しては以下の三点が存在している。

① 随意契約が存続していた間は数年先を見越した施業が可能であり、かつ一定の森林を長期間にわたって責任を持って施業できていたが、競争入札になると一年単位の一回限りの施業になってしまう。このことによる森林管理水準の低下が懸念される。

② 競争入札の場合にはぎりぎりの価格で落札するために、施業が基準をクリヤーできずかどうかといった水準のすれすれの施業になってしまふことが多い。

③ 配下の雇用労働者に対する賃金・社会保障・退職金等の雇用労働条件の維持が結果的に難しくなる。

森林整備事業への新規参入の土木建設事業体にとってのメリット、デメリット。

メリット面に関しては以下の二点が存在している。

① 森林整備を受注することで森林・環境にかかわる企業として会社のイメージアップに繋がる。

② 経営の多角化で足腰の強い事業体となる可能性が存在している。

デメリット面に関しては以下の六点が存在

している。

① 専門家でないので下刈り・枝打ち程度しか実施できない。

② 森林整備事業は経営にとって売上高から見るとほんの一部に過ぎない。

③ 多くの事業体は入札のための枠組みをクリヤーするための有資格要員は持っているものの、自前の直営の作業組織を持たず、臨時的に雇用した「組」組織を活用している。

④ 採算性が悪く、現在の事業費積算形態では受注しても赤字になるだけである。

⑤ 現状の事業発注量では、雇用の安定に繋がる効果がまったくない。

## おわりに

長野県はその置かれた自然的・社会経済的立地条件によって、森林管理にかかわる労働力の再生産が一九九〇年代以降においてもUターン、Iターン型の新しいライフスタイルに基づいた労働者の新規参入によって比較的順調に進んできていた全国でも恵まれた県であった。しかしオリンピック終了後オリンピックパブルがはじけた時期と時を同じくして長野県内においても二〇世紀型枠組みから新たな二一世紀型枠組み構築にむけての移行期に入った。ちょうどその時期に新たな県政がスタートした。新県政においては脱ダムと森林整備を二つの大きな政策目標とした。脱ダム宣言は二〇世紀型すなわちわが国の工業化段階的な枠組みからは決別し、

環境に配慮した二一世紀型の持続的循環的社会的枠組みを構築することを意味しており評価できる。

森林整備の担い手に関しては、旧来からの長野県における森林資源維持管理労働者確保養成の枠組みが機能してきたところに、土木建設業者の新規参入の枠組みを新たに追加して入札方式の競争原理を導入した。この枠組みは旧来からの森林資源時管理労働者の確保養成の枠組みから大きく外に出たところで、土木建設業者の下で就労している労働者を森林整備に振り向けるという点で意表をつく斬新な発想である。地元の労働者を活用して森林整備を推進していくという点で多くの諸費用を節約できる。しかし技能・技術の面で即席の労働者養成は様々なリスクを伴うであろう。

また、このことによって多くの混乱を招いていることもまた確かである。森林整備の契約方式に関して、随意契約方式から入札方式を採用して移行し、市場の競争原理に基づいて適正な価格水準で森林整備事業を実施させる枠組み構築は時代の流れであろう。しかし旧来からの枠組みから新たな枠組みを構築していく場台に、新しさにはかり目をとられ、過去から先人が築き上げてきた必要不可欠の枠組みまで否定し去ってしまうことも良くあることである。森林整備事業は少なくとも一〇〇年の大計にたって行われなければならない。また今後とも少なくとも今世紀前半は相当量の労働投下量が必要不可欠であり、その労働の質も当然のことながら一定

水準以上でなければならぬ。今世紀後半以降はなおいっそう森林管理の知識労働者が必要不可欠となる。そのようなプロの森林資源維持管理労働者が、自己の仕事に誇りを持って就労できるような枠組み、今後永続的に機能していく枠組み構築が、現在求められている。現在県内には先駆的なそのような取り組みをしている森林組合や素材業者が相当数存在している。現在様々な分野で規制緩和の方向性が進んでいるが森林管理にかかわる担い手に関する規制緩和に関しては、次の認識が必要ではなからうか。

① 森林管理労働、林業労働は我が国の全産業部門の中で最も労働災害事故発生件数が高い危険な分野であること。

② 森林管理労働は労災事故発生防止が可能な様々な知識、技術、技能、経験、勘、コツを備えた技術者によって担われるべき労働であること。また高性能林業機械の使用などは当然可能な技術者としての知識労働者であること。

③ それに加えて、森林を長期的目標に向かって誘導すべく施業を行う高度な技術技能を必要とする専門的技術者である知識労働者によって担われるべき労働分野であること。

④ 前述の三項目を踏まえたうえで、規制緩和に関しても、他分野とは異なる枠組みを用意することが必要な分野であること。

今回の森林整備事業への入札制度の導入という規制緩和は、時代の流れに乗った当然の方向性である。しかし入札参加資格要件は、高度経

済成長期に見られた拡大造林のピーク時における造林労働者を確保するものと同水準のものであり、非常に低いところに基準を置いているものといえよう。一方においては林業労働力確保法に基づく林業労働力確保支援センターが長野県においても林業労働財団として存在し活発に活動している。少なくとも森林整備事業に新規参入する土木建設業者は先ず長野県林業労働財団の認定事業者の資格を取得することが必要ではなからうか。入札参加事業者が総て認定事業者という枠組みの下で初めて公正な入札制度が機能することになるのであろう。またそうすることで、我々が本稿のアンケート調査分析の中で見たような、新規参入業者の初歩的な問題点も回避できるし解決もできるであろう。一〇〇年以上先を見越して森林整備を推進していく最先端で就労している「組」構成員の質を高めるべくトルを持った形で枠組み構築が今、求められている。そのためには現在のきこり講座のバージョンアップも必要不可欠であろうと思われる。現在のきこり講座はまったくの新規参入者向けの入門講座であり、プロの養成講座ではない。森林管理にかかわるボランティア養成講座と大差ない内容であり、必要最低限の知識しか身につけてはいない。森林管理労働に新規参入する労働者は全員が受講すべきとする内容の講座である。この講座は総ての新規参入森林維持管理労働者に受講を義務付けて、今後益々充実させていくべきであろう。

またこのきこり講座には現在存在しているス

テップに加えて少なくとも五段階程度のステップを設けることが必要ではなからうか。そして上位段階の講座に関しては、現在の林業士認定制度や、グリーンマイスター養成講座の講義や実習をこの講座で担当することも可能となる。また最終段階には林業士、グリーンマイスターに対する最先端の技術技能を絶えず付与できるフォローアップ講座も位置づけることができよう。長野県の森林整備に関わる事業者の労働者は少なくとも長野県林業士、長野県林業技能作業士、グリーンマイスター級の知識労働者が主体となって出来た「組」であることが必要であろう。

以上述べてきたように、長野県における森林管理にかかわる新たな取り組みは非常に意欲的で斬新なものである。しかしその内容に関してはまだまだ幾多の試行錯誤にもとづいた推敲を重ねる中で充実したものを持っていかねばならないであろう。今のままの枠組みでは森林管理水準の低下を招くばかりではなく、労災の問題や、既存のやる気のある森林維持管理にかかわっている森林組合や素材業者の失速を招く可能性も存在している。

## 注釈及び参考文献

- 1 餅田治之編著：『日本林業の構造的変化と再編過程——二〇〇〇年林業センサス分析』農林統計協会、二〇〇二
- 2 拙稿：「新しいライフスタイルにもとづく

林業労働者に関する一考察」『信州大学農学

部紀要』Vol.二九No.二、一九九二

3 拙稿…「若手林業労働力の新規参入に関する研究—長野県川東森林組合を事例として—」

『信州大学農学部演習林報告』No.三二一九  
九五

4 拙稿…「新規参入林業労働者の定着化に向けての諸問題」『農林業問題研究』No.一三  
二一九九六

5 拙稿…「我が国における林業労働力確保政策の現段階と当面する諸問題」『信州大学農学部紀要』Vol.三二七、一、二〇〇〇

6 信州大学農学部森林政策学研究室の小池・

釜谷・仲江で長野県林務部が指名競争入札業者に認定した長野県下の全土建業者にアンケート調査を実施した結果の一部である。現在公表のために取り纏め執筆中である。

7 例えばドイツ連邦共和国バーデンビュルテムベルグ州においては、新規参入林業労働者向けの養成学校が二つ存在している。マッチンホッフには若手の新規参入者向けの学校があり、講義と実習を組み合わせる全寮制で教育を行っている。宿舎は地元産材を使用したログハウスであり、集中暖房の熱源は木質バイオマスを活用している。特に台風被害や

風倒木などの伐採など危険の伴う作業に関して集中的に講義及び現場での実習を重ねている。またイツエルベルグ林業労働者学校では中高年の転職組みの林業労働者に対して教育研修を行っている。

8 このようにして森林管理のプロの担い手を養成し、かつ知識労働者として絶えざる革新を行う養成制度の枠組みを作り上げることが早急に求められているといえよう。拙稿…「森林を維持管理する労働者のプロを育てよ」『日本の森林を考える』通巻二二号、二〇〇二

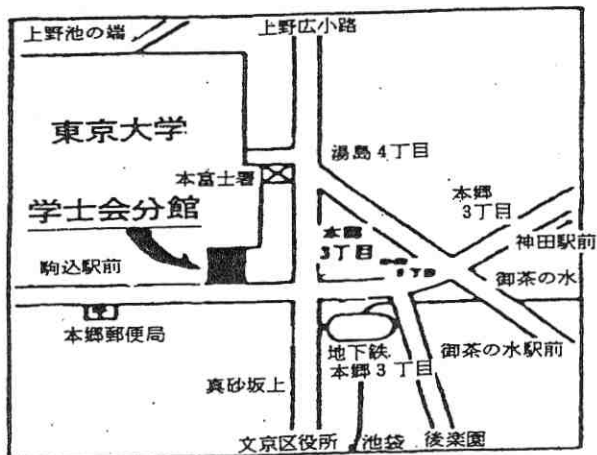
## 第21回総会のご案内

次の予定で国民森林会議の総会を開きますのでご参集下さい。  
別途・会員には案内を出します。

日時・二〇〇三年三月十五日(土) 午後一時から

場所・東京都文京区本郷 学士会分館

- 記念講演(当日午後二時から)は、講師・大熊 孝氏(新潟大学教授)です。
- テーマ「日本の自然と川を考える」
- 総会終了後、希望者(会費・三、〇〇〇円)で懇親会(午後三時)を開きます。



# 雑木林と市民参加

## — いろいろなボランティア活動、市民活動を通して

相田 幸一

(国民森林会議常任幹事)

はじめに

ひとりの市民として、地域の(ここでは主として多摩市内の)活動にいくつか関わっているが、そうしていると、つぎつぎと新しい視点が開け、活動の範囲が広がっていくと感ぜられる。すべてを一括りにして「まちづくり」の活動といっておく。

「市民自治基本条例をつくる会」 「市議会ウォッチングの会」 「まちづくり研究会」 「多摩の自然とまちづくりの会」 「多摩サロン大学」 「一本杉炭焼き倶楽部」 「地域スポーツ振興会」 「大栗川を考える会」 などまちづくりの視点からの勉強会、講習会、啓発活動、政策提案活動である。市民生活に密接な行政の中枢である議会の傍聴をとおして、議会や行政の監視をし、活性化を提案し、応援団としては、ある時は激励し、ある時は批判し、またある時は評価していく。そして、市民の政治参画への試みとして、自治体の憲法ともいえる市民自治基本条

例案は、一年がかりで何十人もの仲間とともに素案を練り上げ市長に提案した。それは今、行政側で検討に入っている。さらに、自然素材を利用した身近な取り組みとして、雑木林木工、草木染め、ドングリ細工などを自ら実施するとともに、一般の人達や子供達に体験してもらうイベントを行っている。これら各活動組織の成り立ちも、行政の立ち上げを市民主体に受けたもの、市民の自主的立ち上げによるものなど様々である。

最近になって、多摩市において、環境全般を市民レベルで検証していく「多摩市民環境会議」が発足し、その水と緑の部会と、新たな「グリーンボランティアの養成講座」の中に、雑木林のありかた検討と整備、保全に向かう状況が生まれてきており、このことに少し詳しく触れて見たいと思う。

### 雑木林の現状

「グリーンボランティア養成講座」は、市民

有志の要請で行政が立ち上げ、市民グループが運営に当たっている。昨年一期が終了し、今年二期生が受講している。これも市内にわずかだが残っている雑木林を維持し、整備して、緑の環境保全を市民のボランティアで賄おうという狙いである。

そして、市内にまとまった1haの雑木林の存在が明らかとなり、その保全に関わる活動が始まろうとしている。そこで、これを例にして今感じていることを述べて見たい。雑木林を対象としたみどりの保全は二つのタイプが考えられる。比較的早い次期に公園緑地として定められた公共の場所か、私有地の雑木林である。後者についていえば、生活上の必要性から前の世代から引き継いで管理し利用を続けている林も、ごくわずかだが有る。しかしほとんどの雑木林は、不要のものと放置され、やがては相続税の代替えとして物納となり、その後入札にかけられ宅地造成などの開発を受ける例が多く、そのため、放置されながらも残っていた雑木林は次々



に姿を消していくのが現状である。

今取り組もうとしている雑木林は、所有者が先代から生活の手段として活用されていた頃の景観を後世にも伝えていきたいと考え、本来の目的が無くなった現在に至っても、下草刈り、クズ掃きを続け林相を維持してきている。この林も相続税の問題が生まれた時に、知恵を絞り、一部を物納、残りを多摩市へ寄付してその保全を願ったものである。

市では、林の管理を市民に委ねるべく、グ

リーンボランティア講座”を実施し、雑木林保全のリーダーを養成し始めたのも、そのきっかけになったようだ。

養成講座は、雑木林の萌芽更新から下草刈り、クズ掃き、それを行う目的の発生材の利用である。薪炭づくり、キノコのホダ木づくり、菌の植え付け、粗朶まるづくり、堆肥づくり、そして市民の有機農業、あるいは木工細工への利用など、ひとつおりのかつての農業の暮らし、里山文化ともいえるべき雑木林文化をなぞっていつて、みどりの保全に取り組む人材を育てていくというものだ。

しかし、かつての雑木林の姿を追い求めていくには、放置された期間が一般的にかなり長く三〇年以上、所により五〇年にもおよび、萌芽更新に向かなくなってきたり、この更新が部分的にせよ皆伐することになり、景観の美しさを求める今の世相、一般市民感覚には必ずしもなじまない。事実、雑木林を管理しようと活動を始めようとする市民グループの中には、その林の目標とすべき姿をどのようにしたら良いかを問題にし、幾種類かの形をエリアを区切って、試行していこうという考えも生まれている。

いろいろな雑木林に足を踏み入れて見れば、このような講座では取り上げ切れないもつと違った姿が見えてくる。少なくとも雑木林の在り方は大いに議論されなければならないと思うが、大切なものの一つは生物の多様性ということのような気がする。生物多様性の保全、育成のた

めには、枯損木、倒木の放置も大切であり、高木、大径木の存在も、時には樹木に絡まる蔓も、藪も無くてはならないものになり得る。鳥や獣など小動物や昆虫、微生物の生息可能な雑木林の保全、育成には、自然の力とそれを助ける人の手を加える事も必要になる。まだ精神、保健文化の機能としても、高低木の混在も見通しの良い林間も大切な要素となる。さらに、水土保全、温暖化防止機能に大きな役割を果たすには、落ち葉の堆積も、下草の茂りも豊富な林が求められる。そして、すでに触れた生活の手段としての伝統的な雑木林管理から生れる春の林床の草花は、何にも代え難いあいらしさ、可憐さ、鮮やかさもみせていて雑木林を訪れる人たちに感動を与えてくれる。

### 雑木林の保全

それでは、どうすればよいか。いろいろな市民が参加する雑木林管理は、その場所ごとに、明確な管理目標を定めなければならないだろう。目標とする雑木林の姿、形を決めるには、参画する市民の真剣な議論があって、そこから導き出された合意形成されたものであるべきだろう。

個々の雑木林機能を論じるだけでは解決しないかも知れない。ある一部を重視して取り上げ、他は付随的なものとして考え無視するしかないとするれば、それはかなり情けないことになる。どうあるべきかは、人々の暮らしと自然とはどのように関わりを持ち続ければよいかを考えれば

ば答えは自ずから出るのかもしれない。雑木林を初めとして、あらゆる自然は人々の生活と共にあるということの原点において考えなければならぬと思う。人々の生活はあらゆる生物の生息と密接に関わっているわけである。雑木林と人との共生、自然と人との共生という考え方は、この延長上にある。したがって、雑木林との関わり方としては、人々にも生物たちにも、生きやすい、心地好い環境を整えるべく、少し人の手を加えるくらいに考えたほうが良さそう。現在まで非常に長い時間を経てきた自然に對し、これからも時間をかけて共に生きていく中で、繰り返される自然界の循環のシステムが滑らかにたせられるような手法を考え出す事だと考える。

当該の雑木林はコナラが八割りを占め、その他はクヌギ、エゴ、ヤマザクラ、シデ、ハリギリ、ホウノキなどの落葉広葉樹、シラカシ、アラカシなどの高木、ヤツデ、ヒサカキ、イヌツゲ、カクレミノなどの低木常緑広葉樹、地境に植えられたスギ、ヒノキ、そしてアカマツが何本かで、冬の林床は大変明るい。春の草花が期待されている。市民参加でこの林をどう保全していくかの最大の問題は先にも述べた合意形成をいかに図るかということになる。少数の、小さな声の意見を考慮しながら合意を形作っていくには、議論を重ねた後のとりまとめとしてのコーディネーターの役割が非常に重要になってくる。

この雑木林に関連して合意形成を考えたとき三点のポイントを重点項目として提示しておきたい。一つは、かつての雑木林管理手法を後世にも継承していくこと。そのために行う萌芽更新、クズ掃きなどを市民に周知させ、評価させること。二つ目は、できるだけ、今残っている放置林も整備し残す。そして、できれば、緑の回廊としてつないでいく。または、各雑木林のひとつひとつは小さい面積であるから、総合的に目標をたてると同時に個性ある雑木林管理をする。三つ目は、時には、市民トラストにより保全地の確保を考える。

そのための試行錯誤が近年各地で、市民ボランティアの雑木林保全整備への取り組みの中に芽生え始めている。近いうちに、市民の英知は、必ずやこの問題を解決する答えを見付け出すであらう。

雑木林作業として行われている伐採も、玉切りも、粗朶づくりもクズ掃きも、作業する人々にとっては心地好さを生み、精神的な活力の原動力にもなり、林床の春の花、木々の芽生え、ふかいみどりの中を抜ける風のそよぎ、色付いた樹々の葉、萋や草、冬の青空に図形を描く樹のこげえ、どれをとっても雑木林は人々の心を動かしてくれる。多くの人達が林の中に足を運び、感動を分かち合い、未来に繋がる雑木林管理の在り方を話し合い、より良い方法をみつけていきたい。市民力を生かす試みをここからも提唱していきたいと思う。



## おわりに

市民が雑木林のさまざまな働きに気付き、実感し、その保全を考えていけるようになるには、子供達を始め多くの人達が雑木林に入って、五感をはたらかせて感じてもらうことだ。まず雑木林に入ってもらおう誘導が必要であり、一度足を踏み入れたら新しい発見、新しい楽しさがあることが大切だ。遊びの感覚で楽しく取り組むことだろう。したがって、いろいろな雑木林内の遊びイベントの企画を大いに進めていかなくてはならないだろう。

# 国民森林会議第二一回総会議案

二〇〇三年三月一五日  
東京都・本郷・学士会館

## 総会次第

- 一、開会のことば
  - 二、議長選出
  - 三、会長あいさつ
  - 四、活動報告と決算報告
    - (1) 活動経過報告
    - (2) 決算報告
    - (3) 監査報告
  - 五、役員の改選
  - 六、活動方針と予算案の審議
    - (1) 活動方針の提案
    - (2) 予算案の提案
    - (3) 討論
  - 七、閉会
- ひきつづき記念講演会

## 二〇〇二年度活動の経過報告

### 1 提言委員会の活動

前年度の総会で決定したように、森林・林業基本法や基本計画の問題点について、具体的な計画の立案や施業技術のレベルに踏み込んだ提言を作成すべく、拡大提言委員会（山田純常任幹事、手塚伸常任幹事、安藤邦廣氏、田中惣次氏、羽山伸一氏、藤森隆郎氏、前澤英二氏、山本博一氏）を設けました。

今年度の主要な議論は、

- ① 森林の機能区分や機能区分に基づいた整備の根本にあるべき森林それ自体の認識を明確化すること（そのために藤森委員を中心に、持続可能な社会の建設という課題が森林についての国際的な議論の根底に据えられてきていることを確認し、また、機能論を明確化するために必要な、林分の発達段階論による森林機能認識の整理・共有化をはかりました）
- ② 提言を作成するために必要な諸概念間の関係や構造を明確にすること（例えば、森林の施業技術と林分の発達段階による目標林型との区別をしないと、合理的な機能区

分はできないこと。公益的な機能の充実は市場経済システムに代わるシステムが必要であること。健全な森林の形成には利用面の変革が必要なことなどを明らかにしました）

- ③ 提言の中で触れるべき重要なテーマについての認識の共有化（例えば、木造建築をめぐる動向や課題と森林の整備・育成、生物多様性と森林の整備・育成、森林認証と森林の整備・育成などについて深めました）  
—などを柱に進めました。

### 2 公開講座

- ① 二〇〇二年度は、「木材の国際化と各国の森林」を中心テーマに四回開きました。

- ② 公開講座日程等

◇第一回講座 四月二〇日（土）

テーマ 「林業公社について」

講師 岡 和夫氏（国民森林会議事務局長）

◇第二回講座 六月一五日（土）

テーマ 「森林をめぐる新しい考え方のいろいろ」

一里山、コモンス、環境倫理、  
エコツーリズムー

講師 北尾邦伸氏（島根大学教授）



◇第三回講座 九月七日(土)

テーマ「ドイツ、バーテンビュルテン  
ベルグ州の林業に対する条件不  
利地域対策」

講師 堀 靖人氏(森林絵研・現林野  
庁研究普及課)

◇第四回講座 一二月一四日(土)

テーマ「私が見た森林植生と人文学的  
意義」

講師 平岡忠夫氏(巨樹の会・主宰)

3 記念講演会

① 二〇〇二年三月一六日(土) 一四時

◇テーマ「多様な機能の発揮に向けた森  
林管理」

◇講師 藤森隆郎氏(日本林業技術協会)

② 場所は、学士会分館。

4 シンポジウム

国民森林会議二〇周年記念シンポジウムは、  
五月一八日(土)長野県伊那市で開催し、全  
国から林業関係者、地元のパランティア団体・  
学生等五〇〇名が参加しました。

「木をつかう 森をつくる 森林資源の新  
たな利用と森林整備」を全体テーマに、半田  
会長挨拶後、第一部の「特別対談『森林整備  
の新たな課題にどう応えるか』」では田中康  
夫長野県知事と島崎洋路元信州大学農学部教  
授が対談。第二部のシンポジウム『木をつか  
う 森をつくる』では、小田原 健(家具・  
木工デザイナー)、熊崎 實(岐阜県立森林  
文化アカデミー学長)、速水 亨(林業家)、

松下重雄(建築家)、島崎洋路(元信州大学  
農学部教授)の各氏をパネリストに討論が行  
われました。

5 出版活動

① 季刊誌『国民と森林』の刊行

今年も年四回(一月・三月・七月・  
一〇月の各月一日)刊行し、会員に発送  
しました。

② 企画構成について

巻頭言、論説(解説)、地方からの発  
信、NPO・ボランティア活動、国民森  
林会議の活動(公開講座等)、切り抜き  
森林・林政ジャーナル、文献切り抜き等  
に加え、世界・外国の林政の動きについ  
てもできるかぎり情報提示と解説に努め  
ました。

③ 論説(解説)の年間テーマについて

新林基法林政の展開方向、森林と林業  
に関わる循環型社会と自然共生型公共事  
業、地方分権と住民参加様式等を取りあ  
げました。

④ 紙面の刷新と会員の参加について

読みやすい内容と紙面の刷新に努めま  
した。会誌は会員全体の意見や専門知識  
を交流する場であるという考え方に立脚  
し、会員各位から幅広く投稿して戴いた  
めに、誌面を通して募集をしました。

6 定点観測

① 本年も、酒匂川流域(小田原市)での観  
測を継続しました。

② 観測目標は、都市近郊・中小都市として  
の特性(農産漁村とベッドタウン)に着目  
しました。

7 共催・後援の活動

① 引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳  
自然と森の学校」の行事を後援しました。  
② 地域における、集会や学習会等に協力し  
て、講師の派遣・資料の提供等に努めまし  
た。

8 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

森林・林業・環境問題がすべての市民・  
住民の課題であること、そしてそれらの基  
盤である山村地域に問題が顕在化している  
ことから、東京一極集中的な運営に陥らぬ  
ように、ブロックを単位とした地域の活動  
と中央の活動を結びつけた運営をしました。

(2) 機関

① 総会は、二〇〇二年三月一六日に開催  
し、二〇〇二年度の活動方針や予算の審  
議をし原案どおり決定されました。

② 評議員会は、二〇〇二年二月二日に開  
催し、評議員七名・常任幹事六名・プロッ  
ク幹事三名の出席の下で、総会議案その  
他重要事項の審議を行いました。

③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任  
幹事九名によって、上記の公開講座の日  
の午後四年四回開催し、総会で承認され  
た活動方針に基づき、会誌の編集その他  
の事業の運営について協議しました。

(3) 会員

今年度は、林業経済学会会員に加入を呼びかけるなどし、通常会員の拡大に取り組みました。

○三年二月二〇日現在

- 通常会員 一六七名(昨年一五四名)
- 購読会員 一七四名(昨年一三六名)
- 団体購読会員 一五八名(昨年一五八名)
- 名誉会員 三名(昨年 三名)

(4) 財政基盤

① 国民森林会議は、ボランティア組織の性格の下で活動していることから、会員から拠出される会費(購読料)が唯一の財源となっています。

したがって財政基盤の確立を図るため、会員を拡大する一方、会費滞納者の解消に努めました。

## 二〇〇三年度活動方針(案)

### 1 提言委員会の提言と活動

① 提言委員会は、藤森隆郎会長と、常任幹事

② 提言は、三カ年計画で作成する予定です。

今年度はできれば三月末までに、基本的な認識に関わるものを中心に作成し、来年度からは今年度から準備してきた各論レベルでの議論、例えば機能認識の中でも遅れている生態系と生物多様性をめぐる議論や社会的に大きな議論となっている温暖化と二

酸化炭素の吸収・蓄積の議論などをさらに

深めたうえで、各論に沿った提言を作成し、

三年目は、NGOなどを通じ国際的議論にならざるWTO体制と森林の保全・整備

のことも視野に入れて、国際化・市場

経済・木材価格・先進国の補助金の意味や

効果など、制度論に必要な認識を深めた上

で総合的な提言を作成していく予定です。

③ 提言が目指す基本課題

◇今後の森づくりについて、まず森林施業のあり方につき、施業技術上の問題をも念頭に置いてさらに踏み込んだ実践的な提言をする必要がある、と考えます。

◇その際、施業の担い手や社会経済的背景

ならびにこれら担い手に対する支援のあり方

を検討することも、重要な課題です。

◇他方、国産材の安定した利用の場を広げる

視点、及び地球規模の炭素循環に配慮

する視点を踏まえて、(a)バイオマス利用

のあり方、(b)ユーズの意向をも踏まえた

住宅・家具利用の今後のあり方、(c)外

材が獲得している「優位性」の実体の解

明、が林産行政を適正に展開する際の重

要課題と考えます。

### 2 公開講座

① 今年度の統一テーマは、「CO<sub>2</sub>削減温暖化対策と森林」とします。

② 講座日程等

◇第一回講座 四月二二日(土)

テーマ 地球温暖化対策と政策の経済的

評価について(仮称)

講師 森田恒幸(環境省・社会環境シ

ステム研究領域領域長)

◇第二回講座 六月一四日(土)

テーマ 地球温暖化と森林・林業・木材

対策の推進に向けて

講師 林野庁関係者

◇第三回講座 九月二七日(土)

◇第四回講座 二月一三日(土)

③ 講座の開催時間は、毎回、午前一〇時三〇分〜一二時。場所は、全林野会館(プラザフォレスト)四階会議室です。(P24 地図参照)

### 3 記念講演会

① 総会終了後に開催します。

◇二〇〇三年三月一五日(土) 一四時〜

◇テーマ「日本の自然と川を考える」

◇講師 大熊 孝氏(新潟大学教授)

◇場所は、学士会分館です。

### 4 出版活動

(1) 季刊誌「国民と森林」の発行

① 今年も年四回(一月・三月・七月・一〇月)を基本に発行します。

② 企画構成について

巻頭言、論説(解説)、地方林政の動向、会員が所属する森林・林業関係のNPO・ボランティア活動の紹介、国民森林会議の活動内容の報告、「切り抜き森林・林政ジャーナル」、「アトランダム雑誌切り抜き」など、従来からの企画をよ

り充実させます。

### ③ 論説(解説)の年間テーマについて

今日、一方では国の政策として森林・林業基本法が施行され、他方新たな地方分権の流れのなかで地方からの斬新な政策的な発信が盛んに行われています。こうした国と地方の新たな政策的な枠組みの中で展開している森林・林業問題を重点的に取り上げたいと考えています。

### ④ 紙面の充実と会員の参加について

会員の意見や専門知識の交流の場として、より多くの会員の参加を呼びかけるとともに、会誌の充実と紙面の刷新に努めます。

### ⑤ その他の出版活動

提言等を行った場合は、その普及のために出版することに努めます。

## 5 定点観測

① 本年も引き続き、酒匂川流域(小田原市)での観測を継続します。同時に「国民と森林」で経過の報告を行います。

② 観測目標は、都市近郊・中小都市としての特性(農産漁村とベッドタウン)に着目したものとします。

## 6 森林・林業に関する現地視察

小田原市の酒匂川流域グリーンフォーラムが取り組んでいる「国内の森林とつなぐ新しい家作り」の視察を計画しますが、変更の可能性もあります。

## 7 共催・後援の活動

① 引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を後援していきます。

② 地域における、集会や学習会等に協力して、講師の派遣・資料の提供等に努めます。

## 8 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

前年度の運営指針と同様、東京一極集中的な運営に陥らぬように、ブロックを単位とした地域の活動と中央の活動を結びつけた運営を追求します。

(2) 機関

① 総会は、これまでと同様の位置づけ・運営とします。

◇二〇〇四年は、三月一三日に開催予定。会場は学士会分館とします。

② 評議員会は、評議員と常任幹事、ブロック幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。

◇二〇〇四年は、二月七日に開催予定

③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任幹事で構成し、総会で決められた活動方針に基づき日常の事業を執行します。定例の常任幹事会は年四回、原則として公開講座当日の午後に開催します。

④ 拡大幹事会は、常任幹事とブロック幹事とで構成し、組織運営で特に重要な課題について必要に応じて開催します。

ブロック幹事は、ブロック内の会員間の情報交換・交流の世話役及び常任幹事

会との連絡役を通常の任務とします。

### (3) 会員

次の方針に基づき会員の拡大に努力します。

◇通常会員については、新規入会の勧誘に努めた結果、昨年度は若干増加しましたが、本年度も引き続き拡大に努力します。

◇学生などを対象に、一般の購読会員の増加にも努めます。

◇団体の購読会員については、それぞれの団体と緊密に連絡をとりながら、会員数の確保・増大に努めます。

### (4) 財政基盤の確立

① 国民森林会議は、上述のように、会員から拠出される会費(購読料)が唯一の財源となっています。

団体の購読会員の拡大が容易でない状況にあること、また設立当初から会費の改訂を避けてきたことから、財政収支は依然として厳しい状況にあります。

② したがって、組織活動の活性化と並行して、主として通常会員の拡大による財政基盤の確立を図るとともに、支出を再点検し費用の節減にも努めます。

2002年度決算

区分	項目	当初	予算	決算額
収 入	通常会員		500,000	515,000
	購読会員		3,400,000	3,472,500
	出版物収入		0	
	その他		0	
	繰越		545,948	545,948
	計		0	4,445,948
支 出	会報発行費		2,800,000	2,731,545
	物品費		0	0
	通信費		30,000	3,905
	事務所費		0	0
	資料購入費		10,000	0
	印刷費		30,000	11,025
	総会費		300,000	238,205
	評議員会費		300,000	238,687
	幹事会費		250,000	322,423
	調査・活動費		630,000	498,518
	提言委員会	150,000		257,904
	定点調査	50,000		0
	公開講座	300,000		220,614
	教育森林助成	50,000		20,000
	調査予備費	80,000		0
	団体加盟費		50,000	55,000
	通役費			16,200
	シンポジウム			313,740
	小計		4,400,000	4,429,248
	予備費		45,948	
計		4,445,948	4,429,248	
次年度繰越			104,200	
合計		4,445,948	4,533,448	

繰越内訳 預金 21,205 振替口座 64,970  
現金 18,025

2003年度予算

区分	項目	前年度	予算	当年度	予算
収    入	通常会員	500,000		550,000	
	購読会員	3,400,000		3,400,000	
	出版物収入	0			
	その他	0			
	繰越	545,948		104,200	
	計	4,445,948		4,054,200	
支                出	会報発行費	2,800,000		2,700,000	
	物品費	0		0	
	通信費	30,000		20,000	
	事務所費	0		0	
	資料購入費	10,000		10,000	
	印刷費	30,000		20,000	
	総会費	300,000		230,000	
	評議員会費	300,000		230,000	
	幹事会費	250,000		230,000	
	調査・活動費	630,000		580,000	
	提言委員会		150,000		250,000
	定点調査		50,000		50,000
	公開講座		300,000		230,000
	教育森林助成		50,000		20,000
	調査予備費		80,000		30,000
	団体加盟費	50,000		20,000	
	旅費	0		0	
	小計	4,400,000		4,040,000	
	予備費	45,948	45,948	14,200	
	計	4,445,948	45,948	4,054,200	

# 森林フォーラムの活動

## 二〇〇二年度活動の経過報告

### 1 森林フォーラムの会総会

日時 二月三日(日)

講演 「森林・林業基本法制定による基本政策について」と題して講演と討論

論

講師 前林野庁計画課森林総合利用・山村振興室長 山路 裕氏  
会場 総評会館

参加者 四七人

2 日帰り研修「奥多摩・檜原村林業経営・田中惣次さん宅を訪問し、カタクリの花の群生地と交流を深める」フォーラム

企画 高橋世話人・西山事務局担当

日時 四月七日(日)

カタクリの花の群生地は盛りを過ぎていましたが、ミツバツツジやスマイレの花の群生地は満開でした。間伐などの森林整備の状況や雪害状況を見聞しました。

会場 東京都・檜原村

参加者 七人

### 3 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくりフォーラム」

企画 相田代表世話人・雨宮世話人

日時 第一回 五月二日(土)

第二回 六月二日(日)

第三回 七月二日(土)

第四回 八月二日(土)

第五回 九月二日(土)

第六回 十月二日(土)

第七回 十一月二日(土)

第八回 十二月二日(土)

以上、群馬県赤城村国有林内の森林整備作業(除伐・散策の道づくりと調査など)の森づくりの実作業を七回実施しました。

会場 群馬県・赤城村国有林「親しみの森」

参加者 延べ九四人

企画 内

以上、群馬県赤城村国有林内の森林整備作業(除伐・散策の道づくりと調査など)の森づくりの実作業を七回実施しました。

会場 群馬県・赤城村国有林「親しみの森」

参加者 延べ九四人

企画 内

以上、群馬県赤城村国有林内の森林整備作業(除伐・散策の道づくりと調査など)の森づくりの実作業を七回実施しました。

会場 群馬県・赤城村国有林「親しみの森」

参加者 延べ九四人

### 4 「岩手大学演習林・早池峰山高山植物・遠野木工団地及び木造校舎等の視察と遠野市民との文化交流」フォーラム

企画 野崎世話人・西山事務局担当

日時 六月七日(金)～九日(日)

遠野市を中心と視察や研修、市民との交流・民話の語り部などを聞き早池峰山の登山、岩手大学演習林の視察研修を行いました。

会場 岩手県・遠野市

参加者 二〇人

企画 内山・相田両代表世話人

日時 七月二六日(金)～二八日(日)

今年には山村文化を学び交流を深めあう。北沢溪谷のシオジ原生林の「植物群落保護林」巨樹の見学③黒沢清久さんのミノ作りの語り部を聞く④村内の銘木めぐり⑤かじかの里の祭典に参加・交流をしました。

会場 群馬県・上野村

参加者 一五人

企画 内山・相田両代表世話人

日時 七月二六日(金)～二八日(日)

今年には山村文化を学び交流を深めあう。北沢溪谷のシオジ原生林の「植物群落保護林」巨樹の見学③黒沢清久さんのミノ作りの語り部を聞く④村内の銘木めぐり⑤かじかの里の祭典に参加・交流をしました。

会場 群馬県・上野村

参加者 一五人

企画 内山・相田両代表世話人

日時 七月二六日(金)～二八日(日)

今年には山村文化を学び交流を深めあう。北沢溪谷のシオジ原生林の「植物群落保護林」巨樹の見学③黒沢清久さんのミノ作りの語り部を聞く④村内の銘木めぐり⑤かじかの里の祭典に参加・交流をしました。

会場 群馬県・上野村

参加者 一五人

6 栃木県『足尾銅山跡地及び日光小田代ヶ原』フォーラム

企画 相田代表世話人・西山事務局担当  
日時 一〇月二六日(土)～二七日(日)

一泊二日  
足尾銅山跡地の荒廃した山地を再び森林再生に取り組み現状と困難を極める治山工事実態を見聞、日光『千手ヶ原』を中心に自然観察を行いました。

会場 栃木県・足尾銅山・日光千手ヶ原  
参加者 一五人

7 国民森林会議「公開講座」は四回開催されました。

◇第一回講座 四月二〇日(土)  
テーマ 「林業公社について」  
講師 岡 和夫氏(国民森林会議事務局 長)

◇第二回講座 六月一五日(土)  
テーマ 「森林をめぐる新しい考え方のいろいろ」

一里山、コモンズ、環境倫理、エコツーリズム

講師 北尾邦伸氏(島根大学教授)

日時 九月七日(土)「ドイツ・バーデン・ヴュルテンベルグ州の林業に

対する条件不利地域対策について」  
講師 林野庁森林整備部研究普及課・研究企画官 堀 靖人氏

日時 一二月一四日(土)「私が見た森林植生と人文学的意義について」

講師 巨樹の会主宰 平岡忠夫氏

会場 都内文京区本郷・東京大学「学士会分館」

参加者 延べ一四人(森林フォーラムの会員出席者人数です)

8 「森林フォーラムニュース」は、No.64・65・66・67号発行しました。

## 二〇〇三年度活動計画(案)

1 森林フォーラムの会総会

日時 二月一日(祝日)

会場 財団法人 全林野会館(文京区大塚 3-28-17)

講演と討論 「地球温暖化防止対策について」  
講師 林野庁林政部計画課・企画調整官 矢部三雄氏、森林フォーラム代表世話人 内山 節氏

〈活動企画〉  
1 「森林フォーラムの会」は、昨年の活動を踏襲します。

活動の重点として①「赤城森林フォーラムの森」森林整備作業活動②信例の上野村フォーラム③森林・林業視察研修旅行は「豊かな山村を訪ねる旅」長野県・中部森林管理局木曾森林管理署・赤沢自然休養林④日帰り視察研修「高尾山」森林フォーラムの森植林地」観察会」の開催。

以下、具体的活動は次の通りです。

(1) 赤城親しみの森「森林フォーラムの森」森林整備作業を行います。(いずれも土・日曜日、一〇名前後の協力をお願いします)

企画担当 相田代表世話人・雨宮世話人

☆ 定例森林整備作業日  
二月 一、二日 三月 八、九日  
四月 一、二〇日 五月 一七、一八日

## 計報

本会設立当初(一九八二年)から一九九一年三月まで会長として会の運営・発展にご尽力賜りました、現顧問・隅谷三喜男氏が二〇〇三年二月二二日ご逝去されました。

ここに、謹んでご報告申し上げますとともに、会に寄せられました隅谷氏の情熱と多大なる貢献に敬意を表し、哀心よりご冥福をお祈り申し上げます。

なお、夏季号で隅谷氏の追悼文を掲載の予定をしております。

六月二一〜二三日 七月二一〜二三日  
 一〇月二一〜二三日 十一月一五〜一六日  
 十二月 六〜 七日

(2) 「上野村フォーラム」

企画担当 内山代表世話人・相田代表世話

人  
 ☆ 開催日時

七月二六日〜二八日(二泊三日)

※ 恒例になっています上野フォーラム  
 は「都市と山村を結ぶ」交流の場とし、  
 巨樹を訪ね、村民との交流を行う旅と  
 します。参加募集人員は二〇人程度と  
 します。詳細はフォーラムニュースで  
 お知らせします。

(3) 視察研修として

① 中部森林管理局木曾森林管理管内・  
 赤沢自然休養林等、木曾ヒノキを中心と  
 する林業地の現地視察をします。

企画担当 相田代表世話人・西山事務局  
 担当

開催日時 九月二六〜二八日(二泊三日)

参加募集人員は、二〇人とし、詳細は  
 フォーラムニュースでお知らせします。  
 ② 日帰り視察研修は、八王子の高尾山の  
 森林フォーラムの森植林地を観察する会  
 を開催し交流を深めます。

企画担当 宇野世話人・高橋世話人  
 開催日時 四月六日(日)の日帰りとし  
 ます。

参加募集人員及び詳細については森林フォー

ラムニュースでお知らせします。  
 2 会費の値上げについて  
 ●二〇〇三年度から、年会費三、〇〇〇円と  
 します。

3 フォーラムニュースは年四回発行します。  
 4 森林問題の学習講座として国民森林会議の  
 公開講座の受講をお勧めします。

【年間の国民森林会議の公開講座日程】  
 今年の統一テーマは、「CO<sub>2</sub>削減・温暖化  
 対策と森林」です。

四月二日 六月一四日 九月二〇日  
 一二月一三日

いずれも土曜日一〇時三〇分からで、会場  
 は文京区大塚「全林野会館」(案内図参照)を  
 予定しています。変更の場合もごさいますの  
 で相田又は西山まで問い合わせをして下さい。

5 毎月一回定例の「フォーラムサロン」を新  
 規に開きます。  
 だれもが参加し、話し合ったり、情報交換  
 したり、時には講師を招いてお話を聞いたり、  
 森林フォーラムの会の運営や協議をしたり、  
 自由に意見交換の場としての「フォーラムサ  
 ロン」を考えております。

日時場所 毎月第二木曜日 世田谷区烏山区  
 民センター(電車は京王線千歳烏  
 山駅下車)※変更の場合もごさい  
 ますので、相田又は西山へ問い合  
 わせをして下さい。

開催時間 一九時〜二二時  
 会 費 一回 二〇〇円程度(お茶代など  
 として)

3月の開催は一三日(木)です。

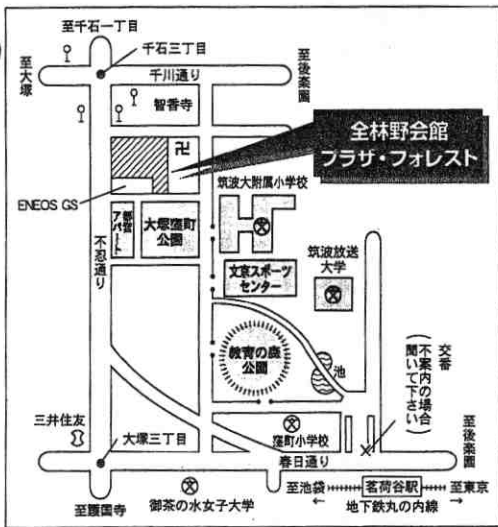
## 公開講座会場

### 全林野会館 プラザ・フォレスト

東京都文京区大塚3-28-7 4階会議室

☎ 03-3945-6385

- 地下鉄丸の内線 茗荷谷駅徒歩7分
- 都バス「千石三丁目」徒歩1分  
 (早稲田・リーガロイヤルホテルー上野松阪屋  
 大塚ー上野公園)
- 山手線 大塚駅徒歩15分  
 (上野公園行バス乗車が便利です)





# 八ヶ岳自然と森の学校

## 二〇〇二年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校  
国民森林会 議  
後援 中部森林管理局・長野県・茅野市・  
茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校は一五周年を迎え、今年も意欲的な内容を取り入れて、魅力あるテーマをそろえました。この学校はさまざま専門分野の先生方の説明を聞きながら、八ヶ岳とのふれあいを通じて、人と自然とのかかわりを考える「森の学級」です。初心者の方も誘いあわせて、いろいろな講座を受講していただきたいと思います。

今年の魅力の第一は、コースを大幅に増やしたことです。例えば、四季おりおりの写真を撮りたいという希望がこれまでも沢山寄せられていましたが、今回、各山小屋の努力で講師陣を充実、山岳写真の入門編から始まる計六コースの写真講座が実現しました。また、人気の秋のキノコも四講座となり、キノコの宝庫で多彩なキノコ狩りが楽しめそうです。これらを合めて

今年計三〇コース（前年は二五コース）を開講します。

また、八ヶ岳賛歌を皆で歌う集いとか、野外料理や高山蝶の観察など親子の参加を特に期待して設けた講座、火星大接近や流星の観測、花のスケッチで初の二泊コース、地球温暖化防止と樹木の役割といった新しい講座が用意されているのも第二の魅力です。

八ヶ岳の山小屋は、おいおい施設の整備がすすんでおり、山歩きの楽しみも一層充実されるようになりました。若い層からお年よりまで多様な期待にこたえる講座内容です。なるべく多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

\*八ヶ岳自然と森の学校に十回前後参加された方のなかで、適格と認められた人に「森のインタープリター」（解説者）の資格が授与されます。これまでに五八名のインタープリターが誕生しており全国各地で活躍しています。研修会や集いなどの特典もあります。

\*参加の申し込み手続きなど

◎各コースの申し込み（最終面の書式参照）問い合わせはそれぞれの連絡先（山小屋）へ連絡してください。

◎参加費用 一泊二日で二二、〇〇〇円、②の二泊三日は二二、〇〇〇円（宿泊費 二食付き、教材、受講料、前納の保険料を含む。交通費は別）

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申し込み時にお知らせしますが、ほぼ午前十時ころ最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備ください。◎希望者が少人数のコースは中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

◎なお、各コースとも軽い山歩きとなります。当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯等）、虫眼鏡・双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意ください。

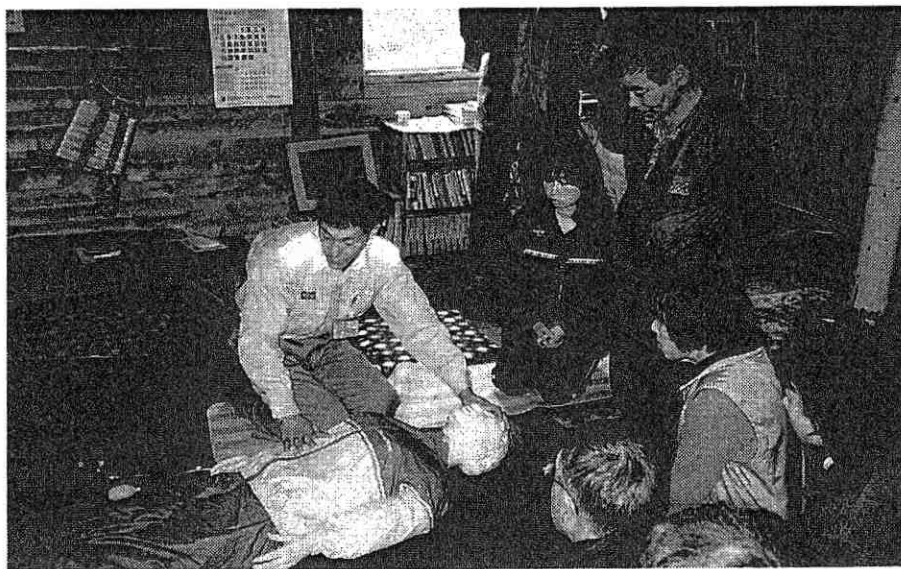
## 八ヶ岳自然と森の学校 2003年度開講スケジュール

期 日	テーマ及び講師	場 所 (山小屋)
(各コースとも土・日曜日 ※⑩は日・月曜日 ⑫⑬は金・土曜日 ⑭は月・火曜日 ⑮は土・日・月曜日)		
① 3月29・30日	山の歌を山小屋で唄う 講 師 米川 正利 連絡先 ☎ 391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎ 0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	黒百合ヒュッテ 米川 正利
② 4月5・6日	冬の森を訪ねて(スノーシューを活用して) 講 師 嶋 義明(日本山岳ガイド) 連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山4035 ☎/FAX 0266-67-5100	縞枯山荘 嶋 義明
③ 5月10・11日	風景写真入門パート①(新緑の夏沢の流れ) 講 師 日野 安喜(日本写真作家協会会員) 連絡先 ☎ 391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉱泉 浦野 岳孝
④ 5月17・18日	山菜 講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 連絡先 ☎ 391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉱泉 浦野 岳孝
⑤ 5月17・18日	山菜 講 師 北原 一三 連絡先 ☎ 392-0009 長野県諏訪市上諏訪1749 ☎ 0266-58-0022 FAX 0266-58-7122	美濃戸山荘 藤森 周二
⑥ 5月25・26日	バードウォッチング(里山中心に亜高山帯まで) 講 師 林 正敏(日本野鳥の会 諏訪支部長) 連絡先 ☎ 391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉱泉 浦野 岳孝
⑦ 5月31・ 6月1日	八ヶ岳山麓の春 講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川1400-829 ☎/FAX 0266-74-2102	美濃戸高原ロッジ 田中 敏夫
⑧ 6月7・8日	蓼科山写真教室と桜祭り 講 師 磯貝 猛(山岳写真家) 連絡先 ☎ 391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎ 0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	蓼科山荘 米川 正利
⑨ 6月14・15日	山岳気象と中高年の事故について 講 師 気象協会山岳予報士・茅野警察署 連絡先 ☎ 391-0213 長野県茅野市豊平2472 ☎ 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296	オーレン小屋 小平 勇夫

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
(各コースとも土・日曜日 ※⑩は日・月曜日 ⑪⑫は金・土曜日 ⑬は月・火曜日 ⑭は土・日・月曜日)		
⑩ 6月14・15日	モモンガとヤマネの生態 講 師 鈴木 欣司 (日本哺乳類学会) 連絡先 ☎391-0011 長野県茅野市玉川2382-5 ☎/FAX 0266-72-3260	山彦荘 原田 雅文
⑪ 6月14・15日	ツクモグサとキバナシャクナゲ (初夏の高山植物) 講 師 今井 建樹 (長野県植物研究会) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	硫黄岳山荘 浦野 岳孝
⑫ 6月28・29日	亜高山帯の植物 講 師 今井 建樹 (長野県植物研究会) 連絡先 ☎391-0011 長野県茅野市玉川1400-829 ☎/FAX 0266-74-2102	美濃戸高原ロッヂ 田中 敏夫
⑬ 6月28~30日	山と花に出会うスケッチ (初めてでも、とにかく描いてみましょう) 2泊3日 22,000円 (1泊2日にすることも可能です) 講 師 小倉 玲子 (日本画家) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	硫黄岳山荘 (1泊目) 根石山荘 (2泊目) 浦野 岳孝
⑭ 7月5・6日	ウルップソウとコマクサ (夏の高山植物) 講 師 今井 建樹 (長野県植物研究会) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	硫黄岳山荘 浦野 岳孝
⑮ 7月12・13日	蓼科山散策 (花・鳥いろいろ) 講 師 小山 知宏 (団体職員) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	蓼科山荘 米川 正利
⑯ 8月1・2日	高山植物散策会と山岳写真教室と野外料理 (親子可) 講 師 斉藤 敏・古畑 宏道 連絡先 ☎391-0213 長野県茅野市豊平2472 ☎0266-72-1279 FAX 0266-72-1296	オーレン小屋 小平 勇夫
⑰ 8月9・10日	高山蝶の観察 (親子可) 講 師 北原 幸長 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	黒百合ヒュッテ 米川 正利
⑱ 8月16・17日	満天の星空の下で宇宙のロマンを語ろう 講 師 泉 潔 (日本流星研究会会員・元「sky watcher」流星観測ガイド担当) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	硫黄岳山荘 浦野 岳孝

期 日	テーマ及び講師	場 所(山小屋)
(各コースとも土・日曜日 ※⑩は日・月曜日 ⑪⑫は金・土曜日 ⑬は月・火曜日 ⑭は土・日・月曜日)		
⑬ 8月22・23日	星空の集い(夏の星座と火星大接近) 講 師 大蔵 満(長野市立博物館学芸員) 連絡先 ☎253-0063 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸2-27 原田 茂 ☎0467-87-0549	高見石小屋
⑭ 8月30・31日	八ヶ岳山麓の花と果実 講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 連絡先 ☎391-0011 長野県茅野市玉川1400-829 田中 敏夫 ☎/FAX 0266-74-2102	美濃戸高原ロッヂ
⑮ 8月30・31日	八ヶ岳の生い立ち(地質学) 講 師 永沼 治(日本陸水学会・日本珪藻学会) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 浦野 岳孝 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	根石山荘
⑯ 9月6・7日	地球温暖化防止活動と樹木について 講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 連絡先 ☎391-0213 長野県茅野市豊平2472 小平 勇夫 ☎0266-72-1279 FAX 0266-72-1296	オーレン小屋
⑰ 9月13・14日	初心者向けの岩登りとザイルワーク 講 師 島田 良(八ヶ岳山岳ガイド) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 米川 正利 ☎0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	黒百合ヒュッテ
⑱ 9月20・21日	キノコとキノコ料理 講 師 五味 一郎(日本菌学会) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 米川 正利 ☎0266-72-3613 FAX 0266-82-0555	蓼科山荘
⑲ 9月27・28日	キノコ 講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 浦野 岳孝 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉱泉
⑳ 10月4・5日	初心者対象の山岳写真教室 講 師 古畑 宏道 連絡先 ☎391-0213 長野県茅野市豊平2472 小平 勇夫 ☎0266-72-1279 FAX 0266-72-1296	オーレン小屋
㉑ 10月4・5日	風景写真入門パート②(紅葉の夏沢) 講 師 日野 安喜(日本写真作家協会会員) 連絡先 ☎391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 浦野 岳孝 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉱泉

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
(各コースとも土・日曜日 ※⑥は日・月曜日 ⑧⑨は金・土曜日 ⑩は月・火曜日 ⑬は土・日・月曜日)		
⑳ 10月6・7日	秋を感じるスケッチ (様々な表現を楽しみましょう) 講 師 小倉 玲子 (日本画家) 連絡先 ☎ 391-0215 長野県茅野市中大塩13-73 ☎/FAX 0266-73-6673 iou@xd6.so-net.ne.jp	夏沢鉦泉 浦野 岳孝
㉑ 10月11・12日	北八ヶ岳の紅葉を撮る・キノコを採る 講 師 新妻 喜永 (山岳写真家)と地元のオジサン 連絡先 ☎ 391-0104 長野県諏訪郡原村5782 ☎ 0266-79-5494 FAX 0266-79-6167	大河原ヒュッテ 田中 光彦
㉒ 10月18・19日	キノコ 講 師 北原 一三 連絡先 ☎ 392-0009 長野県諏訪市上諏訪1749 ☎ 0266-58-0022 FAX 0266-58-7122	美濃戸山荘 藤森 周二



山岳事故の救急処置を学ぶ  
(オーレン小屋)

### 《申し込み様式》

次の書式で参加コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

### 2003年 自然と森の学校 申込書

参加コース名
住所 (郵便番号、電話番号を必ずご記入ください)
氏名、生年月日、血液型
これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項等

# 切り抜き森林・林政ジャーナル

12~1月

新聞・この三カ月

「高知」12月3日―県が直接「強度間伐」

県は三日、森林環境の保全のため、県民税超過課税方式で十五年度から導入する新税制の概要を発表した。水源のかん養も含めた幅広い施策を実施する趣旨から「森林環境税」と位置付け、「県民参加」を主眼に薄く広く負担を求めるとともにけいはつ事業を強化。県が直接、人工林の間伐を多めに行って混交林化を行う「森林環境緊急整備事業」(仮称)にも着手する。来年の県議会二月定例会に関連議案を提出する。

今年五月現在で、二十七都道県が森林整備や環境保全の観点から新税制の研究・検討を行っているが、制度化を前提に案を公表するのは初めてだという。

森林環境税は、個人・法人県民税に年額五百円上乗せし、税収は年間約一億四千万円の見込み。この方式とすることで、地方分権一括法で認められた法定外目的税で

はなくなったが、新たに設置する「森林環境保全基金」(仮称)に税収相当額を積み立てることによって、一般財源と区分し、使途を明確化。県民や識者らによる第三者委員会を設けて透明性を確保する。

用途には「森林環境緊急整備事業」と、広報などの「県民参加の森づくり推進事業」(仮称)を想定。「森林環境」では、「放置できない」と判断した人工林について、県が所有者と協定を結び、通常よりも間伐を多めに行う強度間伐を五年で一haをめどの実施する。

「日経」12月17日―ストーブで温暖化対策

岩手県は「いわて型ペレットストーブ」の試作機を完成、十六日から岩手県庁内で一般公開を始めた。樹皮や木くずを小さく固め、円筒状にした木質ペレットを燃やす。バイオマス(生物資源)活用例の一つで岩手県工業技術センターが業務用ストーブ製造のサンポー

ト(埼玉県川越市)と共同開発した。再生可能な木材資源を化石燃料の代わりに使い、地球温暖化対策とするほか、林業活性化にもつながる。試作機は県庁や東京都内の林野庁施設などに展示する。試作機は実用テストを経て改良を加え、来年度中にもサンポットが販売する。

ストーブは高さ千四百mm、幅四百九十六mm、奥行五百八十mm。自動着火装置や自動消化機能を備え、約百平方m程度の室内を暖房できる。表面部には岩手県の地場産業である南部鉄を使用した。

「日農」12月26日―タラの芽山間傾斜地の特産に

J A水府村と大宮地域農業改良普及センターはこのほど、水府村高倉、下天野、染和田地区のほ場で、タラの芽栽培の現地検討会を開いた。生産農家ら八人が参加した。

い農産物。生産農家八戸(栽培面積1ha)が今年、生産部会を結成した。同J A直売所や水戸中央青果市場へ出荷している。栽培技術の向上と収益増大を狙い。

当日は、高倉地区の小池秀雄会長代理(六〇)や会沢聡さんらのほか九ほ場を巡回した後、同J A直売所で講習会を開いた。普及センターの細谷和重主任が、伏せ込み時期、ふかし床の準備、穂木の採取と調整、かび・害虫対策などを説明。生産農家は「ふかし床の夜管理」や「出荷時期を早めたい」など、三、四月の統一安定出荷へ意見を交換した。

小池会長代理は「参観傾斜地にはいい作物。遊休農地を利用して拡大、特産物にしたい」と話している。

「中日」1月7日―木曾全域「水源の森」に

木曾郡十一町村の木曾広域連合と、木曾川下流で取水する愛知県豊明市など五市町の愛知中部水通企業団が二月五日、森林法に基づく森林整備協定を結び、上下流一体となった木曾谷の水源の森保全活動を本格的に推進していくことになった。保全対象は木曾郡内のすべての山林約十五万七千ha。締結自治体の数、対象面積とも全国

結自治体の数、対象面積とも全国

でも前例のない大規模な協定となる。

両者は協定締結後、植林や間伐などの計画を毎年度策定？これを基に森林整備を進める。愛知中部水通企業団は○一年から、水通使用費一十につき一円を水道料金に加算、十年で三億円を目標に水通水源環境保全基金として積み立てている。木曾広域連合も基金造成を検討しており、これらを合わせて森林整備費に充てる方向だ。

山づくり支援ボランティアを組織化したり、上、下流の交流事業も展開する構想。

整備の対象は主に民有林林を想定。両者はこれまでも協力関係を築いてきたが、協定締結で、國の造林補助を受けやすくなるメリツトも見込まれている。協定機関は三十年とする。

「東京」1月13日ー木材 東京ブランド割高でも使いたい

東京や近県産出の木材を「品質やデザインが同じなら、値段が高くても住宅や家具の材料として使いたい」と考えている人がほぼ五人に二人いることが、都の世論調査でわかった。地元の木材は輸入材に比べ生産コストが割高だが、「東京産」ブランドの住宅や家具の将来性を示唆するデータとして

注目されそうだ。

調査は昨年九月、都内に住む二十歳以上の男女三千人を対象に実施。二千八十人から回答を得た。調査結果によると、輸入材より三割程度高いなら地域材を使うという人が六・八%、一、二割高い程度なら使うという人が三二・二%。合計するとほぼ四割の人が「高くても使う」とした。輸入材と同程度の価格なら使うとの答えは三七・七%。地域材利用の住宅や家具の購入条件は①耐久性など品質が高いこと②シックハウス対策など人の健康に配慮した製品③リサイクルしやすいなど環境への配慮ーの順だった。

東京の森林面積は約七万八千七百haで、都の総面積の三六%を占める。特に多摩地域では全体のほぼ七割が森林。しかし、木材として採算がとれず山の管理をする人が減り、特に人工林の荒廃が問題となっている。

調査では四一・六%の人がこうした現状を「知っている」と答えた。都は森林再生・整備予算として昨年度は約七億円の税金を使っていたが、これは都民一人あたり約六十円に当たる。森林整備に充ててよい税金の額は「百円程度まで」が三七・三%、「現状の六十円程

度」が一九・九%、「二百円程度まで」が二%だった。

「朝日」1月10日ー南那珂森林組合 大阪の組合と友好協定

南那珂森林組合はこのほど、大阪府森林組合と友好協定を締結した。四月二十日には、両組合がくしましでに設ける「環境林」で植林する。県産材の都市圏での販路拡大や、グリーンツーリズムの受け入れなどが期待されている。

協定では、役職員の相互派遣、経営や技術の情報交換、物産交流などを掲げている。すでに昨年末、各二人の職員を相互に派遣し、二週間の研修を行った。

「環境林」は、二酸化炭素吸収など環境対策に役立てたいという思いで名付けた。すでに串間市の私有林二・八haを借りておりm常緑樹や広葉樹の雑木林を育てている。将来は南那珂森林組合管内の県南二市二町に広げる計画だ。

大阪府森林組合の住宅建設：販売事業にも注目する。県産材のモデルハウスを建設して建築材としての利点をPRし、県産材の販路拡大につなげる考えだ。

グリーンツーリズムは、大阪で募集した参加者を宮崎に受け入れ、「環境林」での植林や棚田での農作業などを体験してもらおう。環境

面での森林の貢献について、作業を通じて関心を高めてもらう。

「日農」1月21日ー売り込み宮崎杉 宮崎県と県森林組合連合会入県

森連は、県産材の中国への輸出計画を進めている。木材価格の低迷で不振が続く県林業を立て直すため、経済成長に伴う建設ラッシュの中国へ進出し、県産材の販路拡大をねらう。県森連は、昨年六月、現地窓口の廈門市木材総公司（福建省）と覚書結び、輸出交渉に当たっている。実現すれば全国でも珍しく、林業活性化の起爆剤となりそうだ。

同県の杉生産量は九十七万m<sup>3</sup>（二〇〇〇年）と全国一位。戦後の積極的な拡大造林で、伐採適齢期に達した杉がいっぱい。しかし、木材価格の長期低迷や高齢化、過疎化で、林業経営は厳しさが続く。

一方、中国では一九九八年の長江大洪水災害を機に、上流の森林伐採を禁止したため、国内の木材生産が落ち込んだ。また、世界貿易機関（WTO）加盟による市場経済下の進展、二〇〇八年の北京オリンピック開催などを背景に、都市部でマンションや住宅建設が相次ぎ、木材は不足。近年、木材の輸入量が急増している。

## アトランダム雑誌切抜き

12~1月

◆新・生物多様性国家戦略の展開  
 岩槻邦男（放送大学教授）

「生物多様性国家戦略」が日本  
 で最初に作られたのは1996年。  
 92年の環境サミットで「生物多様  
 性条約」が締結され、日本は率先  
 して署名国となり、批准も先進国  
 ではカナダに次いで2番目だった。  
 この条約に加盟した国は「国家戦  
 略」を作って、生物の多様性の持  
 続的な利用に対する基本方針を策  
 定することになっている。

日本では、01年から「96年版戦  
 略」の見直しに入り、02年に「新  
 戦略」がまとめられた。この両者  
 を比較すると、96年版では各省庁  
 からの提案がただ積み上げられた  
 だけのものだったが、新版では各  
 省庁の問題提起が国の課題にまと  
 められ、日本国として生物多様性  
 の持続利用をどう実現していくか  
 という意図が明確に示されている。  
 この国の政策として戦略が、今  
 後どのように達成されるかは、こ  
 れからの課題だ。この問題への対

応を省庁や科学者だけに任せてよ  
 い時ではない。日本で一番環境問  
 題への対策が進んでいるのは経済  
 界といえる。環境を無視しては企  
 業の存続が問われるからである。  
 それに比べ、国民は一握りの先進  
 的な人々を除いては、明日の地球  
 に関心を抱いていない。科学者も、  
 科学的思考を高め、何世代先まで  
 も持続できる地球を見通す視点を  
 育てることが必要だ。

新・国家戦略が前向きになり作  
 文として上手に編纂されたのを見  
 るにつけ、国民の意識の遅れを心  
 配する。（この論文の前段では、  
 「アメリカの科学者たちはこの条  
 約制定に大きな貢献をしたが、ブッ  
 シュ父親政権はこの条約に署名を  
 しなかった。クリントン政権になっ  
 てやっと署名はしたが批准はして  
 いない。いまでもアメリカの科学  
 者たちは、この問題での国際協力  
 には主導的な役割を果たしている  
 のだが」という事実も紹介）。

（『グリーン・エージ』12月号／日

本緑化センター）

◆温暖化ガス吸収源としての日本  
 の森林／諸富徹（京都大学大学院  
 経済学研究科助教）

温暖化ガスの吸収源としての森  
 林への期待はますます高まり、将  
 来はCO<sub>2</sub>を吸収した量を「クレ  
 ジット（証書）」として認証、経  
 済的価値をもって流通するのでは  
 ないかと思われる。だが、そのよ  
 うな価値をもつまでには、まだ相  
 当な距離がある。CO<sub>2</sub>の吸収量  
 を国際的にどういう形で、だれが  
 認証するのか、そのルールづくり  
 などが必要だが、まだ議論はされ  
 ていない。

京都議定書では、森林がCO<sub>2</sub>  
 の吸収源として認められ、同時に  
 京都メカニズム⇨排出権取引制度  
 もルール化した。これはグリーン  
 開発メカニズム（途上国に技術供  
 与など）や、共同実施（先進国間）  
 で排出が押さえられた分をクレジット  
 トとして売買できる市場を立ち上  
 げることになる。すでにデンマー

クやイギリスでは国内での排出権  
 取引が動いているし、アメリカで  
 も企業の自主参加という形でシカ  
 ゴで市場を開く予定だ。

世界銀行に先進国の政府や民間  
 企業が拠出した「炭素基金」があ  
 るが、そこから途上国の排出削減  
 プロジェクトへの投資をする。そ  
 の結果、削減努力された対価がク  
 レジットで配分される。つまりお  
 金を先進国が出し、排出権を買っ  
 たという行為が完成する。森林も  
 同様で、本来ならこのような吸収  
 量だが、森林の育成管理でこうなっ  
 たという数値を審査機関が確定  
 し認証、その分のクレジットを誰  
 のものになるかを確定する。当然  
 別な排出権取引市場での売買も可  
 能で、ここで売買することで正式  
 な経済価値がでてくる。

日本では、国内の排出削減と海  
 外の排出クレジットの購入分で、  
 日本の削減量を達成すればいいの  
 だが、森林の吸収分3・9%は、  
 潜在能力を最大限認められたもの  
 だ。しかし森林の吸収量の算定法  
 については完全に決まっていな  
 い。森林とは、面積0・05~1ha、  
 樹冠率10~30%の土地を指し、樹  
 木とは、2~5m以上という定義。  
 吸収活動も、50年以上森林でなかっ  
 た場所への植林・再造林・森林の



減少などカウントする。また持続的森林管理によって炭素蓄積を増加させた場合も認められたが、日本の場合はほとんどこれに当たらない。しかし管理とは、その作業内容とは、どのような活動をすればどのくらい減るかなどこれからの詰めだ。

日本の森林にどれだけ吸収能力があるのか。山下潤先生（九州大学）によると、1億1000万トンの吸収量上限の2・38倍とみる。国有林3割、公有林1割、民有林6割という比率だ。クレジットの発生しそうな森林は25000万ha。再造林によってクレジットが発生する面積は13万ha、吸収量は58万トン。山下先生は、吸収量がクレジットにきちんとなれば年間1362億円になろうと推定している。これはトンカーボン1200円で計算しているが、これは最大値ではないか。実際の取引が始まれば、ロシアの排出権が大量に市場に出て低下しよう。

日本で森林吸収源のための人為活動をすればトンカーボンあたり数万円はかかる（国立環境研究所・山形先生）と思われ、12000円ではペイしない。海外の排出権を買うという方に流れる懸念もある。しかし、自治体が森林管理に資金を提供することが環境保全として

やられる状況からも、このコストを森林所有者が全額負担することはないともいえる。山形先生は、炭素クレジットを手がかりに間伐の実施、バイオマスエネルギーの導入が図られるとも指摘している。私は、クレジットを海外マーケットと遮断して国内で流通する仕組みをつくり、国内での資金を循環させることが良いのではないかと考えている。（『林経協月報』12月号／日本林業経営者協会）

◆知事さんの森林ビジョン・小文字の時代と森林・林業／田中康夫（長野県知事）

県土の78%が森林の長野は全国有数の森林県であり、古くから地域の人々とのかかわりの中で、森林は守り育てられかけがえのない存在となっている。

二一世紀は、『脱物質主義』の時代。生活は本能的には満ちたり、参政権や言論の自由といった「大文字の目標」は達成されつつある。しかし環境や福祉と言った「小文字の目標」は数多く残っている。全国に誇るべき豊かな森林を健全な姿で未来へ引き継ぐことが、私たちの責務であり目標だ。

県では13年度から森林整備を県の柱にして、予算を増額し間伐などに取り組んだ。多くの方に森

林整備を担ってもらい、雇用のセーフティネットにもなるよう「信州きこり講座」を設けたが、1100人が受講・登録された。森林の豊かな機能をより発揮するため、県下の民有林の針広割合を、現在の6対4から4対6にするための間伐も促進している。14年度には県産材の利用を促めるため、WWF（世界自然保護基金）ジャパンと協働して、地域の特性を踏まえた森林認証基準の作成と認証、全国へのPRを始めた。県産材を使つての木造校園、舎や木の机や椅子など導入を進め、民間住宅への5年間無利子融資も始めた。

県庁前に明治38年に建立された「県有林記念碑」があるが、ここに書かれているように、「始めるだけでなく終わるも全うする」ことで日本の背骨長野の森林育成に努め、全国にモデルとして発信したい。（『山林』12月号／大日本山林会）

◆地球環境問題と森林の20年／藤原敬（森林総合研究所理事）

01年、シンポ「変貌する地球への挑戦」で米のムーア教授は南極地下の氷の分析から、「20世紀後半の人類の消費パターンによって地球上に存在していたある種の制御システムが崩壊」と報告した。

世界銀行のハーマン・デイリーは、持続可能な社会は①再生可能な資源の消費ペースは生成ペースを上回らない、②再生不能な資源の消費ペースは代替される持続可能な資源の開発ペースを上回らない③汚染の排出は環境の吸収力を上回らないとの三原則を挙げた。市場に流通する木材が①③の基準をクリアすることが求められる。

（80年代・90年代の森林をめぐる国際的な動きを概観して）今後の森林管理国際化の課題の一つは「エコマテリアル」としての木材生産機能を保全する国際的課題」で、安価な輸入木材が輸入国の再生可能な資源の再生産も阻害している点では、OECDが30年前に提起した「汚染者負担の原則」を当てはめて、国際的な合意を得る努力が求められよう。そのために世界有数の木材輸入国であるわが国が積極的な提起をすることが必要だ。二つは「森林国際管理としての森林認証問題」で、森林の認証基準という形で持続可能な森林経営を追求することで、消費者も含めてのコンセンサスが広がり、包括的森林条約の枠組を展望できるようになるだろう。（『林業技術』12月号／日本林業技術協会）

#### オ 吸収量の報告・検証体制の強化

2007年に予定される吸収量の算定・報告体制にかかる条約事務局の審査に向けて、関係諸国との情報交換にも努めつつ、必要な森林資源情報の収集システムの整備等を進め、報告・検証体制を強化する。

- ・ 吸収量報告に不可欠な森林簿情報の精度の検証・向上、各地域における吸収量情報を整理し、報告するためのデータを全国ベースで一元管理できるシステムの構築等を図る。
- ・ 森林の動態変化等に関する全国規模での定点調査や衛星データの解析と組み合わせた分析を進めるなど、モニタリングの充実、活用を図る。
- ・ 施業が行われた森林の位置を地図情報として管理できる森林GISの導入を推進するほか、保安林の管理情報の整備を進める。
- ・ 伐採の前後における森林土壌中の炭素変化量を調査するなど、森林全体の炭素吸収・固定機能等に関する研究を進める。
- ・ 吸収量の算定報告に関するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）での検討状況を踏まえつつ、我が国における森林経営による二酸化炭素の吸収量の算定手法の開発を進める。

- ・品質・性能の明確な木材を低コストで安定的に供給しうる体制を構築し、木材産業の構造改革を進めること等により、住宅や公共部門等における木材利用を促進する。
- ・消費者が木材利用を通じて森林・林業の活性化に貢献できるよう、環境に配慮した木材の新たなマーケットに対応するための流通システムの確立等により消費者への情報提供を積極的に推進する。
- ・水質浄化や調湿等に利用する新用途木炭等の普及・啓発を図り、その利用を促進する。
- ・林地残材等の効率的な収集・運搬の促進を含め、地域の特性に応じた木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進する。
- ・林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発を進め、実用化を目指す。

## エ 国民参加の森林づくり等の推進

国民的課題である森林吸収源対策に関する幅広い国民の理解と参画を促進するため、国、地方公共団体、事業者、NPO等の連携の下に、各地において植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進する。

- ・国、地方公共団体、事業者、民間団体等が連携して、地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識を醸成する。
- ・地域住民、NPO等の多様な主体の参加と連携による森林整備・保全活動を推進する。
- ・広範な国民の直接参加による森林づくりを森林所有者との協定等に基づき継続的に進めるほか、里山林等における保全と利用が一体となった活動を推進する。
- ・総合的な学習の時間等の利用や学校林等の活用による森林環境教育、高校生をはじめとする青少年等による作業体験等を積極的に推進する。

- ・森林整備を着実に進めるため、森林整備を支える山村地域の活性化を図る観点からも、緊急雇用対策事業と連携しつつ、本格的技能習得のためのOJT研修等の実施により、UJIターン者をはじめ森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を各地域において育成・確保する取組（緑の雇用）を推進する。

#### イ 保安林等の適切な管理・保全等の推進

森林の荒廃を防止するため、治山施設の効率的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用により保安林の保全対策の適切な実施等を進める。

- ・保安林の計画的指定、保安林制度等による転用規制や伐採規制、山地災害を防止するために必要な情報整備等により森林の保全を推進する。また、優れた自然環境を有する国有林内の天然生林の保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策を推進する。
- ・荒廃した保安林等における土砂の流出及び崩壊を防止するために治山施設の整備を推進する。施設の整備に当たっては、簡易かつ効率的な工法等の導入を図りつつ、奥地水源地域における荒廃地等の復旧整備など流域の特性に応じた対策を推進する。
- ・松くい虫被害に対する松林保全対策をはじめ、森林病虫害等の適切な防除を推進する。
- ・自然公園に指定された優れた自然の風景地を構成する森林等について、巡視の実施など適切な保全管理を推進する。

#### ウ 木材・木質バイオマス利用の推進

木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を進める。

- ・再生産可能で加工に要するエネルギーが少ない資材である木材の利用の意義に関する国民への普及啓発を推進する。

### (3) 具体的対策

#### ア 健全な森林の整備

各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施するための行動計画を作成し、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備や生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し自然生態系の再生が図られるような取扱を推進する。

- ・都道府県が市町村と連携し、森林所有者、森林組合、NPO等の関係者の参画を得つつ、各地域における管理不十分な森林の解消に向けた具体的な取組等からなる行動計画を作成することを通じて、円滑な対策の推進を図る。
- ・健全な森林の育成に向けて、必要な間伐を実施するとともに、花粉発生抑制にも資する抜き伐り等を進める。
- ・林齢の高い人工林における適切な密度管理、公益的機能の低下した保安林における複層林への誘導・造成を強力に推進するなど、育成複層林施業、長伐期施業等を通じて二酸化炭素を長期にわたって固定しうる森林づくりを推進する。
- ・生育に長期間を要する広葉樹の特性に応じた保育を進めるなど、広葉樹林の適切な整備や針広混交林化を推進する。
- ・流域保全上重要な奥地水源林等における森林整備を推進し、未立木地の解消等を図るとともに、荒廃した里山林等の再生や耕作放棄地等への植林、保育等を推進する。
- ・健全な森林の整備に不可欠な路網については、効果的な路網の組合せ等による低コスト化を徹底するとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、その整備を推進する。
- ・森林所有者による施業、経営が十分に行われていない森林について、意欲ある担い手への施業、経営の委託等を積極的に推進するとともに、公益的機能の発揮に対する要請が高い保安林等のうち、森林所有者等の自助努力では適切な整備が進み難い森林について、公的主体による整備を推進する。

### 3 対策の内容

#### (1) 対策の実施に当たっての展開方向

本対策は、民有林と国有林を通じ、山村と都市との連携を図りつつ、国、地方公共団体、事業体及び国民が一体となって、各地域における森林整備の必要性等についての理解を共有し参画する取組として、展開することとする。

また、本対策の推進に当たっては、関係府省との連携を図るとともに、林業・木材産業の構造改革を推進しつつ、コスト縮減等により森林整備等の効率化を徹底し最大限の効果の確保を図ることとする。

さらに、温室効果ガスの排出の抑制等のため政府自らが率先して実行することの意義は高いことから、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）（平成14年7月19日閣議決定）に基づき、国有林野における健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図るとともに、木材の利用等を進めることとする。

#### (2) ステップ・バイ・ステップの取組

本対策は、地球温暖化対策推進大綱に基づき、ステップ・バイ・ステップのアプローチによりステップごとに必要となる取組を着実に実行していくこととする。

第1ステップにおいては、各地域における効果的な森林吸収源対策の展開に向けた行動計画の作成、既往の対策のみでは森林の整備・保全が進んでいない箇所の解消に向けた整備手法の強化、森林整備を担う森林・林業の担い手の確保等の体制整備に直ちに着手するとともに、施策の重点化・効率化等を徹底し、目標の達成に向けて最大限取り組むこととする。

また、第2ステップにおいては、第1ステップにおける対策の進捗状況等を踏まえ、目標の達成に必要な追加的な施策を含め森林整備等の強化を図ることとする。

さらに、第3ステップにおいては、第2ステップまでの対策展開の成果を踏まえつつ、目標の達成に万全を期するために必要な施策を着実に進めることとする。

なお、森林吸収量にかかる報告・検証体制については、第1、第2ステップを通じて整備を図り、第3ステップにおいて適切な報告を行うこととする。

- (5) なお、地球温暖化対策の推進は政府全体として取り組むべき課題であり、将来の安定的な財源の確保に向け、温暖化対策税等の新たな税財源措置を含めた様々な角度からの検討が必要と考えられていることから、本対策の今後の評価・見直しに当たっては、このことも踏まえ対応していくこととする。

(注) 地球温暖化対策推進大綱においては、対策を講ずるに当たり、2002年から2004年までを「第1ステップ」、2005年から2007年までを「第2ステップ」、2008年から2012年までを「第3ステップ」の3ステップに区分している。

## 2 10カ年対策の目標

### (1) 健全な森林の整備

育成林全体約1,160万haについて、生物多様性の保全にも資する多様で健全な森林整備を展開することとし、全国森林計画及び同計画に即して作成される各森林計画区ごとの地域森林計画等に基づき、適切な施業を行うことによって、森林・林業基本計画の目標の達成に必要な森林整備の着実な実施を目指す。

### (2) 保安林等の適切な管理・保全等の推進

法令等に基づき伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている天然生林約590万haを含む保安林等全体について、水源のかん養など保安林等の指定目的に応じた機能が持続的に確保されるなど良好な管理・保全等の実現を目指す。

### (3) 木材及び木質バイオマス利用の推進

望ましい森林の整備の確保はもとより循環型社会の形成、持続可能な社会の実現等の観点から、多面的機能発揮のための森林の整備を通じて供給される地域材について、住宅や公共部門等における利用を促進する。

また、地域の特性に応じた林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスの利用を促進する。

### (4) 国民参加の森林づくり等の推進

森林・林業に対する国民の理解と森林吸収源対策への支援意識の醸成を図るため、普及啓発はもとより、広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動や森林環境教育を推進する。

(注)・「新たに造成された森林」とは、過去50年間森林がなかった土地への植林（新規植林）及び1990年より前に森林ではなかった土地への植林（再植林）により造成された森林である。

・「適切な森林経営」とは、「持続可能な方法で森林の生態学的（生物多様性を含む）、経済的、社会的機能を十分に発揮する管理と利用のための一連の行為」と定義づけられている。

我が国の森林経営の実態等から、次の森林が該当するものと考えられる。

①育成林（育成単層林及び育成複層林）については、適切な整備・保全が行われているもの（森林・林業基本計画においては、2010年において育成林を1,160万haとすることが目標とされている。）

②天然生林については、法令等に基づき保護・保全措置がとられている保安林、保護林及び自然公園（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域）（天然生林の現保安林指定面積及び全国森林計画で見込んでいる今後の保安林指定面積から試算すると590万haとなる。）

(2) 適切な森林経営を進めることは、森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図り、将来にわたる我が国の森林に対する国民のさまざまなニーズを満たすとともに、木材利用を通じて循環型社会の構築に貢献し、山村地域の活性化が図られるなど、多くの意義を有するものである。

(3) 昨年閣議決定された森林・林業基本計画（平成13年10月26日閣議決定）は、このような森林の多面的機能の持続的発揮を図る適切な森林経営や森林資源を利用した循環型社会の構築を目指して策定されたものであり、この計画の中で定められた多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を達成することが、とりもなおさず、京都議定書上の適切な森林経営の確保につながるものである。そして、このことにより、地球温暖化対策推進大綱において定められた森林による1,300万炭素トン程度の吸収量の確保という目標の達成が見込まれることとなる。

(4) このため、森林・林業基本計画に基づくとともに、地球温暖化対策推進大綱において、第2ステップ及び第3ステップの前年に評価を行い、必要に応じて柔軟に対策・施策を見直すこととされていることを踏まえ、ステップごとにその進捗状況について評価・見直しを行いつつ、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマス利用、国民参加の森林づくり等を推進するとともに、吸収量の報告・検証体制を強化するための対策を強力に推進し、目標の達成に必要な二酸化炭素の吸収量の確保を目指すものとする。



## 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策

平成14年12月26日  
農林水産省

地球温暖化問題は、自然の生態系及び人類への影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、このため、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。

国際社会においては、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」(1994年3月発効)、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する「京都議定書」(1997年12月採択)等の取組が国際的協調の下で進められてきているところである。

こうした中、京都議定書が採択されたCOP3(京都会議)の議長国である我が国においては、京都議定書で国際約束した6%削減の達成に向け、国、地方公共団体、事業者、国民の総力を挙げた取組を強力に推し進めるため、新たな「地球温暖化対策推進大綱」(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)が定められたところである。同大綱においては、京都議定書の6%削減約束のうち、3.9%に相当する1,300万炭素トン程度を森林の吸収量により確保することが目標とされるとともに、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合、確保できる吸収量は3.9%を大幅に下回るおそれがあること、2003年から2012年までの10年間に於いて、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を展開することが位置づけられたところである。

本対策は、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等の取組を、地球温暖化対策推進大綱に示されたステップ・バイ・ステップの考え方に基づき、2003年から2012年までの10カ年にわたり国、地方公共団体、事業者、国民各層の連携・協力の下に、着実かつ総合的に実施することにより、地球温暖化対策推進大綱において国民的課題とされた森林による吸収量1,300万炭素トンの確保を目指し、もって、京都議定書の6%削減約束の達成と地球温暖化対策の推進に資するものである。

### 1 基本的考え方

- (1) 京都議定書において、温室効果ガス削減目標の達成手段として、森林による二酸化炭素の吸収量の算入が認められた。しかしながら、その対象は1990年以降、新たに造成された森林及び適切な森林経営が行われた森林に限るものとされており、新たな森林造成の可能性が限られている我が国においては、国際的な考え方と我が国の実態に応じた適切な森林経営を進める必要がある。

## (2) ステップ・バイ・ステップの取組

地球温暖化対策推進大綱に基づき、ステップ・バイ・ステップのアプローチによりステップごとに必要となる取組を着実に実行する。

第1ステップにおいては、各地域における森林吸収源対策の展開に向けた行動計画の作成、森林・林業の担い手の確保等の体制整備に直ちに着手するとともに、施策の重点化・効率化等を徹底し、最大限の効果の確保を図る。

第2ステップにおいては、第1ステップでの対策の進捗状況等を踏まえ、目標の達成に必要な追加的な施策を含め森林整備等の強化を図る。

第3ステップにおいては、第2ステップまでの対策展開の成果を踏まえつつ、目標の達成に万全を期するために必要な施策を着実に進める。

なお、森林吸収量にかかる報告・検証体制については、第1、第2ステップを通じて整備を図り、第3ステップにおいて適切に報告を行う。

## (3) 具体的対策

### **健全な森林の整備**

各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施するための行動計画を作成し、多様な森林整備や生物の生息・生育空間の適切な配置を確保し自然生態系の再生が図られるような取組を推進する。

### **保安林等の適切な管理・保全等の推進**

森林の荒廃を防止するため、治山施設の効率的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用により保安林の保全対策の適切な実施等を進める。

### **木材・木質バイオマス利用の推進**

木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を進める。

### **国民参加の森林づくり等の推進**

森林吸収源対策に関する幅広い国民の理解と参画を促進するため、国、地方公共団体、事業者、NPO等の連携の下に、各地において植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進する。

### **吸収量の報告・検証体制の強化**

2007年に予定される吸収量の算定・報告体制にかかる条約事務局の審査に向けて、必要な森林資源情報の収集システムの整備等を進め、報告・検証体制を強化する。

## 地球温暖化防止森林吸収源 10カ年対策の概要

平成 14 年 12 月 26 日

### 1 基本的考え方

森林・林業基本計画に基づくとともに、地球温暖化対策推進大綱において必要に応じて柔軟に対策・施策を見直すこととされていることを踏まえ、目標の達成に必要な吸収量の確保を目指す。地球温暖化対策の推進は政府全体として取り組むべき課題であり、温暖化対策税等の新たな税財源措置を含めた、様々な角度からの検討が必要と考えられていることから、このことも踏まえ対応する。

### 2 10カ年対策の目標

#### 健全な森林の整備

育成林全体について、全国森林計画及び同計画に即して作成される地域森林計画等に基づき、多様で健全な森林整備を展開する。

#### 保安林等の適切な管理・保全等の推進

保安林等全体について、指定目的に応じた機能が持続的に確保されるなど良好な管理・保全等の実現を目指す。

#### 木材及び木質バイオマス利用の推進

望ましい森林の整備の確保はもとより循環型社会の形成、持続可能な社会の実現等の観点から、森林の整備を通じて供給される木材資源の利用を促進する。

#### 国民参加の森林づくり等の推進

普及啓発及び広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動や森林環境教育を推進する。

### 3 対策の内容

#### (1) 実施に当たっての展開方向

本対策は、民有林と国有林を通じ、山村と都市との連携を図りつつ、国、地方公共団体、事業体及び国民が一体となって、各地域における森林整備の必要性等についての理解を共有し参画する取組として展開する。

また、本対策の推進に当たっては、関係府省との連携を図るとともに、林業・木材産業の構造改革を推進しつつ、コスト縮減等により森林整備等の効率化を徹底し最大限の効果の確保を図る。

さらに、温室効果ガスの排出の抑制等のため政府自らが率先して実行することの意義は高いことから、政府の実行計画に基づき、国有林野における健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図るとともに、木材の利用等を進める。

# 森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが國の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すこしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが國は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上國の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結果がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2003年春季号

第84号

■発行 2003年3月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(千共)

(年額3,000円)